



# (仮称) 長野市民文化芸術会館 運営管理実施計画

平成 25 年 4 月

長 野 市

# (仮称) 長野市民文化芸術会館運営管理実施計画

## 目 次

I	はじめに	
	(仮称) 長野市民文化芸術会館運営管理実施計画策定の目的	1
II	基本方針	
	1 基本計画の確認	3
	2 長野市文化芸術振興計画において新会館が担う役割	4
	3 中長期構想「ながの文化ビッグバンプロジェクト」	5
	4 市内文化施設及び市内文化芸術団体等との連携	7
III	事業計画	
	1 基本計画の確認	9
	2 事業実施方針	10
	3 事業の展開手法と目的	11
	4 プレイベント（開館に向けた事業）	14
	5 オープニングイベント	19
	6 通年事業	21
	7 中長期構想における具体的な取り組み	22
IV	組織計画	
	1 基本計画の確認	28
	2 運営組織の検討経緯	28
	3 運営組織の整備方針	29
	4 運営主体の選定	30
	5 運営主体を検討する上での2つの重要事項	31
	6 運営主体についての比較検討	32
	7 運営主体の決定	35
	8 運営主体の業務	36
	9 運営主体の設立予定	37
	10 運営体制	38
	11 市民参画計画	39
V	広報宣伝計画	
	1 施設愛称及びロゴタイプ	40
	2 広報宣伝計画	41
VI	施設管理計画	
	1 施設管理業務	43
	2 施設予約	46

VII	利用規則（案）	
1	利用規則の基本方針	48
2	細部項目	48
3	利用規則（案）	51
VIII	収支計画	
1	収支の基本的な考え方	54
IX	評価計画	
1	文化芸術施策及び運営・事業評価のための体制	58

# Ⅰ はじめに

## (仮称) 長野市民文化芸術会館運営管理実施計画策定の目的

### 【国の動向】

平成 13 年 12 月に文化芸術振興基本法が制定され、日本で初めて文化芸術の振興が法的に位置付けられた。

その後、文化芸術の振興や文化芸術によって地域の活性化を図るため、「芸術拠点形成事業」や「芸術創造活動重点支援事業」、「優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業」といった事業が次々に行われている。

さらに、平成 23 年 2 月には「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第 3 次基本方針)」が閣議決定され、翌年 1 月発表の「劇場、音楽堂等の制度的な在り方に関するまとめ」では、我が国の劇場、音楽堂等の現状と課題が整理されている。

地方自治体においても、国の方針に準じて、文化芸術に関する条例の制定やマスタープランの策定など、総合的な文化芸術振興策が講じられてきている。

平成 24 年 6 月には、「文化芸術振興基本法の基本理念に則り、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため」に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」(以下、劇場法)が施行された。

劇場法の前文では「実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。」ことが指摘された。

併せて、地方公共団体の役割として、「この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。」ことが明記された。

劇場法では、総括的な内容に留まっていることから、劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができるとしており、さらに具体的な取組については、平成 24 年 11 月に「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針(案)」が意見募集のために公表されたところである。

### 【長野市の状況】

劇場法が施行され、「劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である」という共通認識が生まれた状況において、本市では、(仮称)長野市民文化芸術会館(以下、新会館とする。)を整備し、多くの人々の支持と協力を得ながら、「長野らしい」地域の特色をもった実演芸術に関する各種の事業を創造し、展開していきたいと考えている。

本市での様々な文化芸術活動を通して、多くの人々が集い、まちが活性化し、

その結果、世界中からも多くの人々が長野を訪れ、まちの一層の賑わいが生まれることも目指したいと考える。

新会館の建設計画は、平成 22 年 2 月に策定した長野市民会館基本構想及び平成 23 年 4 月に策定した第一庁舎・長野市民会館建設基本計画に基づき、平成 23 年 10 月に設計者が選定された。選定された楨総合計画事務所と長野設計協同組合が JV を形成し、基本設計を行い、平成 24 年度末に実施設計を完了した。

施設完成後の運営管理計画については、平成 22 年 4 月に策定した長野市文化芸術振興計画に定める文化芸術拠点としての機能を果たすために、平成 24 年 4 月に新市民会館運営管理基本計画（以下、基本計画とする）を策定し、基本方針、事業計画、組織計画、収支計画などの項目について、基本的な方針を定めたところである。

この基本計画にさらに項目ごとに詳細な検討を加え、「運営管理実施計画」（以下、本計画とする）を策定するものである。

## II 基本方針

### 1 基本計画の確認

#### (1) 新会館の役割

##### 育む

- 市民の文化芸術体験の促進
- 文化芸術活動団体の  
日常的な活動場所の確保・提供
- 文化芸術に触れる機会の  
提供・支援

##### 楽しむ

- 国内外の良質な舞台芸術の  
鑑賞機会の提供や支援
- 施設ににぎわいをもたらす  
事業の実施
- 文化芸術を楽しむ  
ライフスタイルの多様化の推進

##### 創る

- 発表・展示する機会の提供や  
創作・練習活動の実施・支援
- 市民ディレクター\*1や  
ボランティア活動・協働
- 施設からまちに溢れる  
にぎわいの創出

##### つなぐ

- 文化施設間の連携
- 文化芸術関連情報の受発信
- 交流の場の提供
- 次世代への継承

\*1 市民ディレクターとは

文化芸術にかかわる人材育成という視点から、市民の充実した文化芸術活動を支援するため、事業の運営・経営等について気軽に相談できる地域のリーダー

#### (2) 運営管理の基本方針

**方針1 市民が日常的に多様な文化芸術に出会う機会の創出**

**方針2 子どもたちを始めとするすべての世代が  
良質な舞台芸術に触れ、豊かな心を育む機会の創出**

**方針3 市民自らが「長野らしさ」を見出し、育む機会の創出**

**方針4 市民が新市民会館に集い、出会い、心を通わせる、  
多様な交流機会の創出**

新市民会館運営管理基本計画（平成24年4月）より

## 2 長野市文化芸術振興計画において新会館が担う役割

本市では、平成19年4月策定の第四次長野市総合計画に掲げる都市像「～善光寺平に結ばれる～人と地域がきらめくまち“ながの”」の実現に向けて、市民と行政の協働により、文化芸術及び地域固有の伝統文化等の新たな発展振興を図るための指針として、長野市文化芸術振興計画（以下、振興計画とする）を平成22年4月に策定した。

この振興計画では、「私たちは、ふるさとの文化を継承し多彩な文化を創造するため、個性が輝く人づくり、活動がつながり支える仕組みづくり、魅力ある文化都市としての基盤づくりを通じ、人と地域がきらめく文化力あふれるまちを目指す。」ことを基本理念としており、キーワードとなる10の視点から、具体的な取り組みとして9つの方策を掲げた。

新会館は、振興計画の推進にあたり文化芸術振興の拠点として重要な役割を担う施設に位置付けられている。

### 10の視点

- 文化芸術の環境整備
- 文化芸術と子ども
- 文化芸術に関わる人材の育成
- 市民等との協働
- 文化芸術の情報収集と発信
- 文化芸術施設の整備と充実
- 伝統文化の継承
- 歴史・文化遺産の継承と活用
- 文化芸術を通じた交流
- 文化芸術と観光（経済）



### 9つの方策

- 【方策1】文化芸術に対する意識の高揚を図ります！
- 【方策2】文化芸術の鑑賞や発表の機会の充実を図ります！
- 【方策3】市民等の自主的で創造的な文化芸術活動の支援を促進します！
- 【方策4】市民ニーズに対応した情報の発信を促進します！
- 【方策5】文化芸術振興の拠点となる施設を整備し、適切な運営管理を図ります！
- 【方策6】伝統文化の保存・継承活動の支援を図ります！
- 【方策7】歴史・文化遺産の継承と活用を図ります！
- 【方策8】文化資源を活用した地域づくりの推進を図ります！
- 【方策9】文化芸術の振興により、産業や観光の振興を図ります！

### 3 中長期構想「ながの文化ビッグバンプロジェクト」

---

#### (1) ながの文化ビッグバンプロジェクト

平成13年に制定された文化芸術振興基本法では、前文において文化芸術を以下のように定義している。

「文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。」

地域に居住する様々な人々が、文化芸術を通して出会い、夢や価値観を共有し認め合うことは、豊かな心や感性を育み、個人の生活に潤いをもたらすとともに、人と人との絆を強める。

そして、文化芸術に親しむ環境が地域に広がり、根付くことは、地域の文化力の向上につながるものである。

また、文化芸術を地域に根付かせ、花開き、実りを得るためには、一朝一夕には実現できるものではなく、長い年月をかけてたゆまぬ努力を積み重ねていくことが大切である。

このため、先人たちの蓄積を踏まえながら、新会館の建設を契機として、本市の文化芸術振興に向けた『ながの文化ビッグバン\*2プロジェクト』を展開する。

『ながの文化ビッグバンプロジェクト』は、本市の文化芸術活動を大きく花開かせることを目的に、人を育み、文化を育み、都市を育むという「育む」を中心のコンセプトに据え、「楽しむ」、「創る」、「つなぐ」をテーマとして掲げ、豊かな文化に支えられた「文化力あふれるまち 長野市」の実現を目指していく構想である。

このプロジェクトは、長野市独自の文化芸術を根付かせることを目的として、長野市民が大きな夢を共有しながら文化芸術を通してつながり合い、一歩ずつ明るい未来を築き上げるプロジェクトであり、時代を超えて一人ひとりの市民が歴史的な役割を担い、次の世代へ引き継ぐことにより推進していく。

プロジェクトの実現にあたっては、長期的な目標に向かって、20年ごとの計画目標を立て、さらに5年ごとの達成目標と年度ごとの事業展開を計画する。

以降、20年ごとに社会的な状況や文化芸術環境の成熟度を総合的に見極めながら、時代に適合したその先の20年間の中期目標を立てて運営に取り組み、将来の長野市の大きな文化的発展を目指すものである。

\*2 ビッグバンとは

「大きなきっかけ（ビッグバン）を起因として、さらに拡がり続けている状態」の形容

## (2) 当初 20 年の取り組み

各ステージの進捗に合わせた内容を段階的かつ継続的に取り組む。

### <現在> —文化芸術活動への支援と文化の創造— (優先施策)

- ・「子どものための文化芸術プログラム」「街角に音楽があるまちづくり事業」「学術機関との連携」をはじめとする各種事業の推進

### <第 1 ステージ> —文化芸術に触れる機会の拡大—

#### 開館～5 年目

- ・子どもたちをはじめとするすべての世代が、良質な文化芸術に触れ、豊かな心を育む機会の提供
- ・市民が日常的に多様な文化芸術に出会う機会の提供

### <第 2 ステージ> —文化芸術を通じた活動の進化と深化—

#### 6 年目から 10 年目

- ・集い、出会い、心通わせる多様な交流機会の創出
- ・市民自らが、「長野らしさ」を見出し、育む機会の創出
- ・市民の自主的な文化活動、ボランティア活動の受け皿の整備
- ・継続的な市民活動の受け入れ、創造事業への市民参加

### <第 3 ステージ> —文化芸術でさらに心豊かで幸せなまちに—

#### 11 年目から 15 年目

- ・鑑賞人口の増加による、鑑賞事業の安定化
- ・自主的な活動が高まり、活動者数が増加
- ・交流の促進、交流人口の増加
- ・フェスティバル等の大型事業による交流促進

### <第 4 ステージ> —地域の絆と、希望に満ち溢れたまちに—

#### 16 年目から 20 年目

- ・鑑賞人口、参加人口の更なる増加
- ・各種活動への参加年代層の拡大
- ・交流の継続・拡大、交流人口の更なる増加
- ・自主的な活動の発展
- ・文化芸術に関わる起業による雇用機会の拡大
- ・実績評価とビジョン策定

## 次の 20 年サイクルへ…

文化芸術の価値を単純に定量評価することは困難であり、数字として表しにくい定性的な評価も加えながら、中長期的に評価しなければならない。

文化事業を通して感動を体験した子どもたちが 20 年を経て大人になったときに、どのような長野市になっているか。また、さらにその先の 20 年後の理想の長野市の姿をどのように描くかが、中長期計画を考える上での重要な節目となる。

よって、20 年を文化芸術のひとつのサイクルとして、未来の長野市の文化的な発展を目指していく。

## 4 市内文化施設及び市内文化芸術団体等との連携

### (1) 既存事業の継続・発展

長野市では市民による文化芸術活動の長い歴史があり、様々な活動が文化芸術団体や各地域の伝統芸能の担い手によって育まれてきた。このような、先人たちの創造・伝承の歴史があればこそ、将来への新たな発展が望まれるものである。

長野市の文化施策として、既にいくつかの新たな文化芸術振興プロジェクトがスタートしているが、歴史ある文化芸術活動を将来へ継承しながら、より良い環境を整備し発展させていく。

#### ① 市内文化施設との連携

基本計画において、新会館は振興計画の実現に向け、長野市の文化芸術活動の中核を担う「拠点施設」と位置付けられている。

また、市内には文化芸術活動や交流促進のための地域の多目的ホールが4施設（篠ノ井市民会館、松代文化ホール、東部文化ホール、若里市民文化ホール）整備されており、日常的な練習活動施設としては、もんぜんぶら座や生涯学習センター、勤労者女性会館しなのきなどが設置されている。

県立の施設としては、大中小の3ホールを有するホクト文化ホールがあり、大型の文化事業や大会・集会などに利用されている。

コンベンション施設もエムウェーブ、ビッグハットがあり、さらには民間の劇場・ホール、コンベンション施設等も整備されている。

こうした長野市における文化芸術環境の中で、新会館では、これらの既存施設の特性を活かしながら、連携を図ることにより、効率的かつ効果的に長野市民に対するサービスの提供を行うものとする。

#### ② 市内文化芸術団体等との連携

市内には多くの文化芸術団体等が自主的かつ主体的に活動を展開しており、今後、新会館の整備を契機として、新たな団体の創設も期待される。

既に「響つないで」をはじめとする文化芸術活動や文化芸術とまちづくりを連動させるイベントも増加する傾向にあり、こうした市民の自主的な活動に対して場や機会を提供するとともに、必要に応じて様々な支援や連携を行うものとする。

また、市民が様々な文化芸術に触れる機会を得るために、民間事業者との連携も図りながら共催・提携事業などを行う。

### (2) 新規事業の立ち上げ

#### ① 文化芸術総合フェスティバルの開催

音楽をはじめとした様々な文化芸術を通して都市の活性化を図るために、新たな長野モデルの構築が必要となる。その取り組みの一つとして、市内文化施設の連携による全市的な市民参加型フェスティバルの開催を計画する。

市民参加型の文化芸術の総合的なフェスティバルは、振興計画において、文

化芸術に対する意識の高揚を図るための具体的取り組みとして掲げている。

子どもから高齢者まで、誰もが参加できるもので、市内のそれぞれの文化施設と市内文化芸術団体や学術機関、市民ボランティア等の協力と連携を得ながら、年間の特定期間に全市一斉の文化施設が連携した文化芸術総合フェスティバルとして開催するものである。

フェスティバルのテーマは、ひとつまたは複数とし、季節や花・本市の有形無形の文化資産などのほか、特定の芸術家の足跡を辿る事業や本市に縁のある音楽家を顕彰する事業、唱歌と童謡などに関係したものが想定される。

このような共通のテーマを掲げ、事業展開にあっては市内の文化施設が一体となって、また、それぞれの文化施設ごとに創意と工夫を加えながら、市民参加型のフェスティバルの開催を目指すものである。

## **② (仮称)長野文化施設連絡調整会議の開催**

市内文化施設の連携による全市的な市民参加型フェスティバルの開催だけでなく、自主事業の調整や情報交換などを行うため、(仮称)長野文化施設連絡調整会議を立ち上げ、それぞれの文化施設の規模、体制、仕様などの環境に応じた実演芸術の充実を図るものとする。

### Ⅲ 事業計画

#### 1 基本計画の確認

##### (1) 事業計画の基本方針

- 1 新市民会館は「公の施設」として、市民の福祉増進に役立つ施設であると同時に、本市の文化芸術への人的サポート等のほか、広い意味でのまちづくりを担う施設である。この役割の重要性を常に意識し、他の文化施設や市民活動との多様な連携を図る。
- 2 鑑賞、出演、運営などに多くの市民参加が得られる魅力ある運営プログラムを展開するとともに、新市民会館を中心とした市民参加型の事業を、まちへ展開しにぎわいを創出する。
- 3 本市の文化芸術振興を図るとともに、施設の4つの役割を具現化する自主事業、貸館事業を積極的に展開する。
- 4 実施事業の評価、施設運営などについては、専門家並びに市民参加による運営委員会・事業評価委員会を開催し、それぞれの委員会での意見を十分運営に反映する。

新市民会館運営管理基本計画（平成24年4月）より

## 2 事業実施方針

基本計画を踏まえ、事業の実施方針について以下のとおりとする。

### (1) 「4つの役割」の実現

事業を通し、基本計画に定める「4つの役割」を実現し、本市の文化芸術振興の一翼を担う。

### (2) 本施設の特徴を活かした事業の実施

新会館は、音楽主目的とした大ホール、生の音の響きを重視した音楽小ホール、演劇主体とした小ホールを有するという特性や庁舎との合築という施設全体の特性を活かし、本施設ならではの事業を企画・実施し、市民が多様な文化芸術に触れる機会の拡大を図る。

### (3) あらゆる世代のニーズに応えるバラエティ豊かな事業の企画

あらゆる世代や多様な市民の異なるニーズに応えながら、交流を促す多様な事業を企画し、事業を通じた多様性の受容と市民の相互理解を目指す。

### (4) ジャンルのバランスへの配慮

施設特性に配慮しながらも、事業ジャンルが特定のジャンルに偏らないよう配慮し、多様なジャンルの舞台芸術に触れる機会を提供する。

### (5) 一つの事業で様々な目的を果たす

鑑賞型事業で招聘したアーティストにアウトリーチ等の育成型事業を実施してもらうなど、一つの事業からその他の目的の事業に幅広く展開させ、文化芸術をより味わい、理解を深める機会を提供する。

### (6) 発展性、連続性のある事業展開

シリーズ企画や、中長期計画による事業内容の充実を図るなど、単年度ではなく、複数年度で捉えた事業を企画することで、企画者・鑑賞者が相互にステップアップを図る。

### (7) 複合型事業による交流の促進

一つのテーマに則した複数の事業を企画するなど、異なるジャンルの交流を促進し、市民が舞台芸術を通して興味を広げ、知識を深める機会を提供する。

### 3 事業の展開手法と目的

#### (1) 自主事業

##### ① 事業目的

<b>a. 鑑賞事業</b>
優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供する事業 例)・各ジャンルの公演 (コンサート、演劇公演、ダンス公演、伝統芸能公演等)
<b>b. 普及事業</b>
舞台芸術との多様な出会いの機会を提供し、舞台芸術への関心を高め、理解を深める事業 例)・各ジャンルのワークショップ ・アウトリーチ ・レクチャー (ポストパフォーマンストーク、公演に関連したレクチャー等) ・シンポジウム
<b>c. 育成事業</b>
地域の文化力向上に向けて文化芸術を自ら行う人材及びそれを支える人材を育成する事業 例)・ボランティア育成講座 ・子どもたちの感性を育むためのプログラム ・地域の伝統芸能の保存・継承
<b>d. 参加事業</b>
文化芸術活動に参加し、体験することで、文化芸術をより身近なものとする事業 例)・出演者公募型事業
<b>e. 交流事業</b>
文化交流や多様な価値観の相互理解を促す事業 例)・各種フェスティバル(国際交流、子ども向けなど)
<b>f. 情報事業</b>
文化芸術に関する情報を収集、蓄積し、発信する事業 例)・機関紙・機関誌の発行 ・インターネット等のメディアを活用した情報発信
<b>g. 創造事業</b>
独自の文化芸術を創造し、支援する事業 例)・作品の創作

## ② 事業ジャンル

本施設で実施可能な事業のジャンルは以下のとおりである。

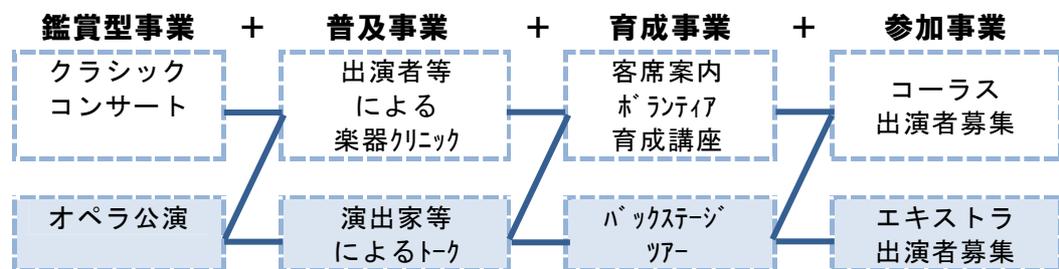
分野		ジャンル例
音楽系	音楽(クラシック)	オーケストラ／合唱／室内楽／声楽／吹奏楽／オペラ／その他
	音楽(ポピュラー)	ジャズ／ポップス／ロック／童謡／その他
	日本の伝統音楽	純邦楽／民謡
	その他の音楽	民族音楽／映画音楽
古典・演劇・	演劇・ミュージカル	演劇／ミュージカル／人形劇
	ダンス・バレエ	バレエ／コンテンポラリーダンス
	古典芸能・伝統芸能	歌舞伎／日本舞踊／文楽／能／狂言／演芸
映像、その他	映画	名画／アニメ
	文化芸術関係の講座、講演会	講演会／トークショー
	その他の文化芸術ジャンル	世界の民俗芸能／ワークショップ

## ③ 複合型事業の展開

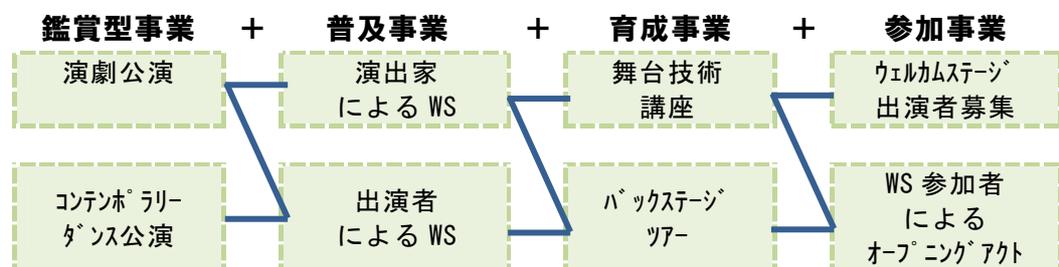
複合型事業では、一つの事業を軸に、様々な目的の事業を組み合わせることで、舞台芸術の多様な側面に接する機会を提供する。

### a. 事業目的の複合

#### 例1) クラシック音楽系



#### 例2) 演劇・ダンス系

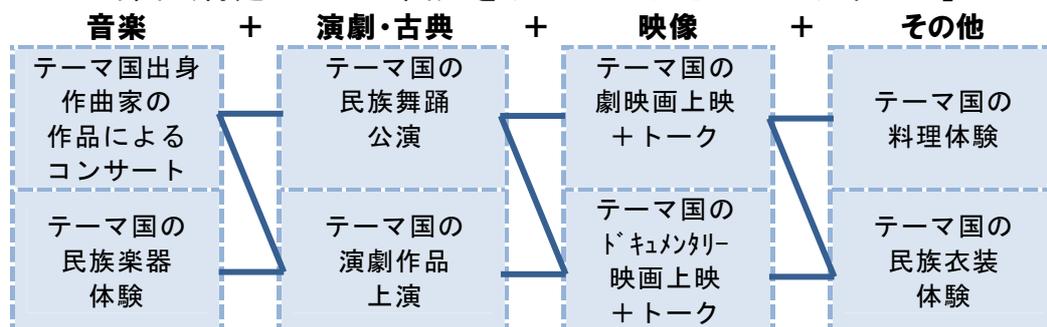


### b.

## ジャンルの複合

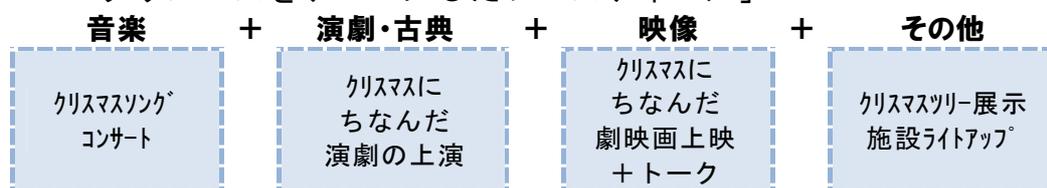
### 例 1) 交流事業

「外国（特定の1つの国）をテーマにしたフェスティバル」



### 例 2) 交流事業

「クリスマス为主题にしたフェスティバル」



## (2) 貸館事業

### ① 施設提供事業

市内で展開される数多くの文化芸術活動の日常的な練習及び発表の場としてホール部門だけではなく、創造支援部門や情報・交流部門も活用し、ジャンルでは音楽をはじめ、演劇、伝統芸能、ダンス、バレエなどの実演芸術のほか、文化講演会などを含めた様々な市民の自主的な文化芸術の場を提供することは新会館の重要な使命のひとつである。

また、利用料金制度を導入すれば、その結果として得られる利用料金は、新会館の運営をより活性化するための財源にも充当される。

運営主体は自主事業の実施だけではなく、貸館もひとつの事業と捉え、積極的な営業活動や利用者サービスの向上を図ることにより、増収を目指すことが重要である。

そのためには、利用者等のニーズ等を把握するための方策を講じるとともに、そのニーズを十分に勘案した利用規則の制定やその運用することが必要である。

### ② 利用者支援（市民活動支援）

市民による文化芸術活動の振興を図るためには施設、設備、および備品の提供といった物的なサービスを行うだけではなく、活動を行うために必要な情報やノウハウの提供、さらには指導者や技術者の紹介といった人的資源の提供などが求められる場合がある。

貸館申し込みの際には、こうしたニーズに応えることも、市民による文化芸術活動の底辺の拡大やレベルアップのための重要な支援策となることから、積極的に実施する。

## 4 プレイベント（開館に向けた事業）

---

### （1）目的

本市では、新会館の整備を機に、プレイベントの一環として、「子どものための文化芸術プログラム」に着手したほか、市民による取り組みがスタートしている。

これらの活動は、本市の将来を見据えたものであり、今後も継続し、充実させるとともに、さらに、以下のとおり取り組むもの。

#### ① 市民に新会館の情報を告知し、気運を高める

プレイベントの広報宣伝活動を通じて新会館の建設や施設内容、開館後の運営管理計画など、多くの市民に新会館に関する情報を提供し、まずは新会館の建設を知ってもらい、新会館への理解を深め、期待を高める。

#### ② 市民参加の機会を提供する

プレイベントの実施に当たっては、これまでの長野市民会館を利用してきた人々だけではなく、広範囲の市民を対象として、多くの市民が参加したいと思う企画を実施することにより、将来的な利用者の開拓を行う。

#### ③ 関連団体等との協働体制を構築する

プレイベントの実施に当たっては、積極的に舞台芸術に関連する団体やまちづくりや教育、福祉等に関連する団体など、様々なジャンルで活動する団体あるいは個人との協働を行うことにより、開館後の協働体制の構築を図る。

#### ④ ノウハウを蓄積する

プレイベントでは様々な企画を実践することにより、企画の立て方や進め方あるいは事業の実施体制や制作プロセス等に関する経験を積むことが可能となり、開館後に事業を実践する関係者がノウハウを蓄積する機会を得る場とする。

### （2）内容

#### ① 講演・講座・シンポジウム

文化行政、劇場建築、公立文化施設の運営などに関する専門家や実務家を招聘し、講演会やシンポジウムを開催する。シリーズ化することにより、段階的に理解を深めることとする。

また、まちづくりや人材育成等に対する文化芸術の効用など、幅広い視点からの議論も加えることにより、より多くの市民の関心を喚起するよう努めるものとする。

## ② ワークショップ・発表会

新会館は市民自らが文化芸術の創造活動を実践する場であることから、イベントの段階においても、作品の創造を体験する機会の提供に努める。

創造する過程に着目するワークショップとその成果を披露する発表会を組合せるなど、イベントとしての楽しさを演出して、新会館への期待度を高める。

## ③ その他関連団体等との協働企画

市民参画組織や文化芸術団体等と連携し、新会館の建設や開館準備作業の様々な機会を捉えて、イベントを企画し、市民への情報の浸透や期待感の盛り上がりを推進する。

### (3) これまでの取り組み

#### ① 市による取り組み

「文化芸術活動への支援と文化の創造」を平成 24 年度の優先施策に位置付け、豊かな感性を育むことを目的として、文化芸術に親しむきっかけ作りの場を提供している。

##### ア 子どものための文化芸術プログラム

平成 24 年度から「子どものための文化芸術プログラム」として、小学生親子を対象とした音楽鑑賞会（1 回）・演劇鑑賞会（1 回）・文化講演会（1 回）を行った。

また、3 歳以上の親子を対象とした音楽鑑賞会（2 回）、小学 6 年生を対象としたミュージカル鑑賞会（1 回）を開催した。

##### イ 街角に音楽があるまちづくり事業

平成 23 年度から「街角に音楽があるまちづくり」を進めており、音楽を通じた賑わいの場として長野駅コンコースで市民コンサートを開催している。

レパートリーの少ないアマチュアからプロまで、幅広い層の団体が参加しており、平成 24 年度はトイゴ広場を会場に加え、新たな参加者を得ながら事業が拡大し、定着している。

平成 23 年度	7 回開催	参加 51 団体・	721 名
平成 24 年度	11 回開催	参加 78 団体・	1,016 名

##### ウ 学術機関との連携

平成 24 年度から東京芸術大学と連携し、新会館運営を中心とした本市の文化芸術環境に関する調査研究の一環として、小学 3 年生以下の親子を対象とした音楽鑑賞会（1 回）を行った。なお、3 月には一般向けのコンサートを行った。



具体的な活動としては、音楽、演劇、舞踏・ダンス、伝統芸能、落語、美術（旧：芸術）の6分野の分科会を構成し、それぞれの市民・グループの参加を促進し、毎年度8～10回の祭典を実施している。

平成22年度末をもって旧市民会館は閉館となったが、「響つないで」の活動は平成23年度以降も継続され、地元経済団体の支援も受けながら、市民参加型イベントを長野市全域で開催している。

旧市民会館の閉館を機に集結した参加者との共演を、文化振興のまたとない機会ととらえ、新会館の供用開始まで継続して実施する計画となっている。

#### **（４）今後の展開**

##### **① 施工段階のプレイベント**

平成25年度以降も各種のプレイベントを実施し、市民への新会館に関するハード、ソフト両面の情報伝達を行うことにより、気運の盛り上げを図る。

また、実施にあたっては、目的のひとつに挙げているように、関連団体等との協働体制の構築を図る。

プレイベント事業の実施方法としては、期間が長いことから、目的を明確にしながら、シリーズ化して継続的に行うなど、最大限の効果を目指した展開とする。

こうしたプレイベントの実施は、新会館の運営体制の構築やノウハウの蓄積が可能となり、開館後のスムーズな運営につながることを期待される。

##### **② 竣工引き渡し後のプレイベント**

施設は平成26年度末の竣工予定であり、その後、長野市に引渡される。

新会館の運営主体は直ちに施設の点検、設備の試運転、備品の搬入などの開館準備作業を行うこととなる。

こうした一連の開館準備作業の中で、市民の文化芸術団体などの協力を得ながら、プレイベントとして、実際の演奏会などを実施する。

スタッフのトレーニングを行うとともに、施設の安全面の確認や施設のわかりやすさ、不具合などのチェックを行い、補修や改善すべき箇所があれば、開館に間に合うように早急に手直しを行うほか、観客が着席した状態での音響性能の実測を行うことも検討する。

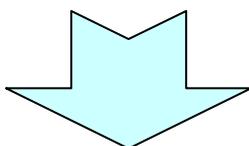
また、開館の準備が整った時点で、広報宣伝活動の一環として、マスコミや利用者向けに内覧会などを行う。

こうした現地での準備作業に要する期間はおおむね3ヶ月程度であり、その後、正式に供用開始となる。

### ③ 年度ごとのイベント

年度ごとのイベント事業は、以下のように想定している。

年度	項目
平成 25 年度	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市による事業               <ol style="list-style-type: none"> <li>a) 子どものための文化芸術プログラム                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学6年生を対象としたミュージカル鑑賞会</li> <li>・小学5年生を対象とした音楽会 など</li> </ul> </li> <li>b) 街角に音楽のあるまちづくり事業</li> <li>c) 学術機関との連携</li> </ol> </li> <li>2. 市民による事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参画組織による事業</li> <li>・「響つないで」長野市民会館フェスティバルなど</li> </ul> </li> </ol>
平成 26 年度	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市による事業               <ol style="list-style-type: none"> <li>a) 既存事業の継承                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・学術機関との連携</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>2. 運営主体による事業               <ol style="list-style-type: none"> <li>a) 既存事業の継承                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どものための文化芸術プログラム</li> <li>・街角に音楽のあるまちづくり事業</li> </ul> </li> <li>b) 新規事業の立ち上げ                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・開館記念事業のためのワークショップ</li> <li>・シリーズ事業の第0回公演</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>3. 市民による事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参画組織による事業</li> <li>・「響つないで」長野市民会館フェスティバルなど</li> </ul> </li> </ol>
平成 27 年度	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 運営主体による事業               <ol style="list-style-type: none"> <li>a) テストラン                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・音響測定付きテストランコンサート</li> <li>・遮音確認のための大音量イベント</li> <li>・避難訓練イベント</li> <li>・バリアフリー確認イベント</li> </ul> </li> <li>b) 内覧会                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者および報道機関向け内覧会</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>2. 市民による事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参画組織による事業など</li> </ul> </li> </ol>



**オープニングイベントへ！**

## 5 オープニングイベント

---

### (1) 目的

#### ① 新会館の誕生を祝うお披露目の機会

オープニングイベントの開幕を飾る開館記念式典及びこけら落とし公演は、市民が心待ちにしてきた新会館の開館を華やかに祝うお披露目の場である。

#### ② 長野市の文化政策や施設の設置目的、運営主体の運営管理方針及び事業実施方針の提示

設置者である長野市の文化政策や設置目的を明確に示す機会とするとともに、運営主体の運営管理方針や事業の実施方針などを具体的に提示する機会とする。

#### ③ 新会館の施設構成や機能の公開

施設の構成や機能についての利用者の理解を深めてもらうために、内覧会や説明会の開催あるいは施設紹介に重点を置いたイベントを実施する。

#### ④ 多彩な使用例の提案による利用促進

大、小ホール及び諸室以外にも、市民交流エリアなど様々な場所を利用した事業を実施し提案することで、市民の自主的で主体的な利用を促進する。

#### ⑤ 運営管理方法や事業実施方法の確認や見直しを行う試行の機会

オープニングイベントは一定期間にわたって複数の事業を実施するが、事業ごとに実施方法など運営管理に関わる項目を再確認し、より良いサービスの実現に向けて見直しを行う機会と捉える。

#### ⑥ 協働体制を構築する機会

事業の実施にあたっては、上演団体のみならず、様々な団体や組織との協働体制を組んで実施することにより、活動の拡がりを目指す。

また、市民参加組織を醸成し、日常的な協働体制を確立する。

### (2) 実施方針

#### ① 鑑賞型と市民参加型の事業バランス

プロの上演団体あるいはアーティストによる鑑賞型事業だけではなく、市民がステージに立つ市民参加型の事業も実施し、長野市の文化芸術活動の拠点施設としての役割を果たす。

#### ② 幅広い演目で多くの市民の参加を促進する

一人でも多くの市民の参加を促すため、多様なジャンルの実演芸術の提供、美術作品等の展示のほか、幅広い文化活動の発表や参加の場を用意する。

### ③ 施設整備に合わせた段階的なシリーズ構成

オープニング時は周辺整備が未完成なこと及びスタッフの習熟度を勘案し、準備作業が簡単なものからスタートし、順次複雑なものへと移行する段階的な事業実施スケジュールとする。

### ④ 中長期の視点に立った通年事業への事業展開

「ながの文化ビッグバンプロジェクト」としての事業展開を意識し、オープニングイベントで実施する事業を継続し、発展させていくことが望まれることから、シリーズ企画の初回と位置付け、今後の通年事業への事業展開を図る。

## (3) 実施スケジュール

### ① 開館記念式典・こけら落とし

供用開始の最初の事業として市が開館記念式典を行う。

また、運営主体によるこけら落とし公演など、効率的に事業を実施する。

### ② オープニングステージ

供用開始からの1年を新会館のオープニングイベント開催期間として、各種の事業を行う。

初期段階では現在の第一庁舎の解体工事が行われるため、現在の第一庁舎の外周に安全対策上の仮囲いが巡らされることとなる。

この期間は、多くの市民が気軽に足を運んでもらえるように、新会館を知ってもらうためのイベントと市民参加型事業・交流事業などを中心に事業を展開する。

### ③ グランドオープン

解体工事が終了し、第一庁舎の仮囲いが撤去され、交流広場等の整備が完了した時点で本格的なグランドオープンを行う。

グランドオープン事業では、新会館の開館を国内外に向けて発信するために、国内外で活躍する指揮者、オーケストラ、演奏者などのアーティストやパフォーマーを招聘し、鑑賞事業を展開するとともに、市民参加型の創作作品の発表などを行う。

## 6 通年事業

事業実施方針に基づき、本施設の4つの役割である「育む」「楽しむ」「創る」「つなぐ」を具現化するため、通年事業の具体的な実施方針について以下のとおりとする。

### (1) バランスに配慮した事業選定

事業目的、演目、主な対象者など、様々なバランスに配慮しつつ、年度ごとに変化をつけ事業を選定する。

### (2) 適正な事業規模と自主事業数の展開

自主事業と貸館事業のバランスや事業予算規模を勘案し、自主事業を年間70本程度実施する。

## (1) 事業の展開

### ① 施設の特性に適した多様なジャンルの事業提供

文化庁に設置された「劇場・音楽堂等の制度的な在り方に関する検討会」のまとめ（平成24年1月13日）では、我が国の劇場、音楽堂の多くは、貸館公演が中心となっており、その施設が有している機能が十分に発揮されていないとの課題が指摘されている。

本市においても、旧市民会館では、貸館事業のみを行ってきたことから、市として文化芸術創造活動への取り組みや、質の高い事業の鑑賞機会の提供面が遅れていた。

このため、新会館では、貸館事業に加えて、新たに施設の特性に適した自主事業に主体的に取り組み、市民に様々な文化芸術に触れる機会を恒常的に提供することが、市民の文化芸術活動の拡大と活性化を図るうえで重要であると考ええる。

この展開にあたっては、本市の伝統文化を再認識したうえで、新たな掘り起こしや、長野の風土や地域特性を生かした新たな事業の構築、あるいはまた、市民参画による特色ある運営形態の創出などに取り組み、多くの市民の支持を得ながら順次拡大し、定着させる必要がある。

そして、そのような地域の特色ある取り組みが長野らしい文化として、市内外からの評価を得ながら、市民の生きがい、満足度の向上形成につながることを目指したいと考える。

### ② 事業規模と頻度

新会館で実施可能な自主事業のジャンルは、音楽系、演劇・ダンス系、古典芸能・伝統芸能など広範にわたっている。

市民の文化芸術活動の拡大と活性化を図るうえでは、まずは、特定のジャン

ルに偏らず、様々なジャンルの事業を展開することにより、文化芸術活動の多様性を再確認することが重要であり、個々の感性を育む第一歩となる。

自主事業の展開にあっては、「育む」、「楽しむ」、「創る」、「つなぐ」の新会館の4つの役割の実現に向けて、それぞれの自主事業の目的、対象者、施設の特性や開催場所、実施回数を十分に考慮した上で、具体的な事業規模やジャンルごとの展開などの事業構築を図るものとする。

また、事業の実施に当たっては、個々の事業の評価と、全体的な事業展開について、毎年ごとに事業評価を行い、その内容を確実に反映するものとする。

## **(2) 事業の取組体制**

新会館の運営組織の特徴は、芸術監督または名誉館長のほかに、音楽、演劇、伝統芸能といった各プロデューサーを配置するという複数プロデューサー制を採用することであり、これらの専門家を中心に、地域の特性やニーズに合った具体的な事業を企画し、他の文化施設と文化芸術団体や学術機関、市民と連携・協働しながら自主事業に取り組む。

## **7 中長期構想における具体的な取り組み**

---

### **(1) 第1ステージ開館～5年目『文化芸術にふれる機会の拡大』**

#### **① オープニングイベントによるお披露目**

第1ステージの幕開けからの約1年間は、オープニングの特別な期間である。

まずは、多くの市民が気軽に足を運んで、新会館の存在や運営方針、施設内容、事業プログラムや利用方法などを知ってもらうイベントを数多く実施する。

#### **② 自主事業による参加機会の提供**

オープニングイベントとして複数の事業が企画されるが、多くの市民の参加や鑑賞が図られるよう、バラエティ豊かな事業を行う。

また、オープニング期間終了後においても、同様に事業バランスをとりながら、幅広い市民層の参加を促すプログラムを継続的に実施することにより、文化芸術への新たな理解者を獲得することが期待できる。

#### **③ 市民による文化芸術活動の創出・活性化と交流機会の提供**

本市の文化芸術振興を図る上では、様々な形で文化芸術活動を担っている人々の力が極めて重要であり、その総力を結集し、新たに多くの市民の支持を得ながら、本市の文化芸術活動のさらなる活性化を図る必要がある。

このため、多くの市民参画を得ながら、全市一斉の文化芸術総合フェスティバルを開催する。異なる文化芸術団体の協演等の交流を促すことにより、新たな実演芸術の展開が図られ、それぞれ関係団体では、さらに表現の厚みを増すことが適えられると考える。

#### ④ 上演団体との提携による事業幅の拡大

全国的に活動を展開している交響楽団とのフランチャイズ化等を探りながら、全国ツアーの中に、本市での定期的な演奏会の開催や演奏会に併せた公開リハーサルなど鑑賞型事業に付随する普及・育成事業や交流事業の実現を目指す。

#### ⑤ 文化芸術を支える人材の育成

市民参加型事業・交流事業などの開催により、多様な文化芸術に触れる機会の拡大を図り、新たな感動の種をまき、そこから市民による新たな文化芸術活動、すなわち「育み」へとつなげるための期間とする。

「育む」ための事業として、平成24年度からスタートした「子どものための文化芸術プログラム」を継続して開催し、鑑賞型事業・育成事業等にも重点的に取り組みながら、それぞれの家庭や地域において体験する機会が得にくい事業を通じて、子どもたちにとって、文化芸術の入り口が身近にあることの気づきと、文化芸術への興味を喚起することを目指す。

また、平成23年度からスタートした「OPEN MIC 街角コンサート」も、数多の聴衆を魅了しながら、様々なジャンルの発表の場としての事業が定着してきている。

今後、事業を継続し中心市街地なども発表のステージとし、新たな文化芸術活動の担い手を育むとともに、中心市街地でのイベントとタイアップしながら、将来的には、市民組織による恒常的な運営を目指すものとする。

#### ⑥ 若手アーティストの育成プログラム

本市出身のアーティストで、その専門分野において全国的に活躍できる見込みのある人で、将来、本市の文化芸術活動の牽引役となりうる人を支援するためのプログラムや、将来の活躍が見込まれる若手アーティストを育成するプログラムにも着手する。

また、本市では、小・中学校のクラブ活動以外にも、文化芸術団体によるジュニアを対象とした活動が展開されているが、その育成を図る一方、ジュニア全体を育てていく中で全市的なジュニアオーケストラが存在していないため、新たにジュニアオーケストラの育成にも着手し、第1ステージの5年目には、他のアーティストとの協演や、定期演奏会の開催を目指す。

#### ⑦ 学術機関との連携等による人材養成

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の施行を受け、運営主体の事業担当スタッフの資質向上や各地域の文化芸術活動の活性化を図るための市民ディレクターの育成、固有の伝統文化の掘り起こし等を図るため、学術機関と連携し継続的に人材養成に取り組む。

また、新会館の運営に市民参画を図るため、サポーター育成事業などに取り組むものとする。

## **(2) 第2ステージ（開館6～10年目）『文化芸術を通じた活動の進化と深化』**

### **① 文化芸術総合フェスティバルの開催**

第1ステージで展開される様々な事業を通して、市民が新会館に集い、出会い、心を通わせ、多様な交流機会としての場が形成される。さらには、事業へのリピーターが増加し、新会館の「ファン」が生まれ始め、そして、新会館を拠点とした自主的な文化活動が芽生える。

この流れを受けた、第2ステージでは、さらに、市民の交流機会を活性化するための場固めを行う。

このため、市内文化芸術団体による舞台芸術の融合事業として異分野交流フェスティバルを開催し、新たに魅力ある実演芸術を発信する。

また、市内企業と学術機関の協力を得ながら、企業メセナ活動と学術機関との連携による親子で楽しめるフェスティバルの開催を行うことにより、数多くの組織体が文化芸術活動に加わることにより、地域社会全体で文化芸術を育むことを目指す。

### **② アーティストの登録制度と派遣事業**

新会館の登録アーティストを市内の教育機関や福祉施設に派遣し、身近で実演芸術に触れる機会を提供する事業を定着させるとともに、ジュニアオーケストラ等の定期演奏化を図る。

### **③ 事業提案制度**

市民公募による事業提案制度により、市民自らがディレクターとなり、企画・実演できる新たなスタイルを確立し、実演芸術への市民参画の拡大を図る。

## **(3) 第3ステージ（開館11～15年目）『文化芸術でさらに心豊かで幸せなまちに』**

### **① 事業の安定化、活動の高まり、年齢層の拡大**

第3ステージでは、鑑賞人口や自主的な活動者数の増加に伴い、鑑賞事業の安定化や、自主的な活動の高まりが見られるとともに、新会館における各種活動への参加年代層の拡大が図られる期間である。

### **② 次世代アーティストの台頭**

過去のプログラムで支援した、若手アーティストの活躍が期待される期間でもあり、新会館での上演や、次世代アーティストへの積極的な指導も期待される。

### **③ 文化芸術総合フェスティバルの確立**

市内の文化芸術関連施設を使用し、幅広く全市的な文化芸術総合フェスティバルを開催する。

このため、郷土に縁のある人材等を題材とした複数の創作事業の上演のほか、さらに多くの市民参画を得ながら、フェスティバルの充実拡大を図る。

#### ④ オリジナル事業の積極的な展開

このステージでは、過去のステージで育ててきた長野らしいオリジナリティ溢れる事業を積極的に展開することを目指す。長野発の創作作品を市外でも上演し、長野らしさを発信する。

#### ⑤ 市民参画事業の積極的な支援

新会館の事業運営に係る市民組織が、中心市街地に賑わいをもたらす事業にも関わり、その波紋が広がるよう市民参画事業の積極的な支援を行う。

### (4) 第4ステージ（開館16～20年目）『地域の絆と希望に満ち溢れたまちに』

#### ① 文化芸術総合フェスティバルの充実拡大

第3ステージまでに発展してきた、全市一斉開催の文化芸術総合フェスティバルの充実拡大により、交流事業がさらに増加し、新たな文化芸術活動も生まれる。

開催期間を延長し、本市の文化芸術団体のほか、市外の文化芸術団体や、さらに、国外アーティストも受け入れながら、事業運営に益々の市民参画を得て、文化芸術都市としての活性化を図るものとする。

#### ② 長野らしいオリジナリティ溢れる事業の方向性を確立

多様な文化芸術活動が展開され、魅力ある文化芸術都市としての成長が望まれる期間である。

このため、長野らしいオリジナリティ溢れる事業の方向性を確立するとともに、多くのアーティストが長野に集うよう、新たに、全国コンテストやコンクールの開催を行う。

各ステージでの具体的な取り組みは上記のとおりであるが、各ステージにおいて主軸としたい事業は、市内文化施設と文化芸術団体や学術機関等と今後、具体的に細部調整を行いながら、本計画（案）をもとに運営主体において、具体的に年度ごとの事業計画を立案するものとする。

また、それぞれの事業内容の在り方や事業展開の方法などについて年度ごとに検証と見直しを行い、さらに、5年ごとの中期目標、20年ごとの長期目標に照らし、基準年度ごとに事業効果などの評価検証を適正に行いながら、時点修正を行うものとする。

## 主軸としたい事業例

4つの役割	区分	ジャンル	事業	会場
育む	鑑賞事業	音楽（クラシック）	小学5年生を対象とした音楽鑑賞会	大ホール
育む	鑑賞事業	音楽（クラシック）	大人のためのクラシック音楽鑑賞会	大ホール
育む	鑑賞事業	音楽（クラシック）、 伝統芸能、演劇・ ミュージカルなど	公開リハーサル（3回）	大ホール
育む	参加事業	音楽（クラシック）	子供向けワークショップ	リハーサル室
育む	育成事業	音楽（クラシック）	親子音楽鑑賞会	小ホールA
育む	育成事業	音楽（クラシック）	ジュニアオーケストラの育成（年12回）	リハーサル室
育む	育成事業	音楽（クラシック） ほか	学術機関との連携事業（2回）	小ホールA
育む	育成事業	音楽（クラシック）、 伝統芸能、演劇・ ミュージカルほか	上演者とのワークショップ（3回）	リハーサル室
育む	鑑賞事業	演劇・ミュージカル	小学6年生を対象としたミュージカル	大ホール
育む	育成事業	講座・講演会	親子文化公演会	小ホールB
育む	育成事業	音楽（クラシック）	アーティスト派遣プログラム（15回）	教育機関 福祉施設ほか
育む	育成事業	音楽（クラシック）、 伝統芸能、演劇・ ミュージカルなど	若手アーティスト育成事業	小ホールA 練習室
育む	育成事業	演劇・ミュージカル	演劇鑑賞会	小ホールB
育む	交流事業	ホール運営	市民サポーター募集	アートマネー ジメントセン ター
楽しむ	交流事業	音楽（クラシック）、 日本の伝統音楽、 伝統芸能	文化芸術総合フェスティバル	大ホール
楽しむ	鑑賞事業	古典芸能・伝統芸能	伝統芸能鑑賞会	小ホールB

4つの役割	区分	ジャンル	事業	会場
楽しむ	交流事業	ホール運営	友の会募集	アートマネージメントセンター
楽しむ	普及事業	音楽（クラシック）、 伝統芸能ほか	市民による市民に向けた来場者ウェルカムステージ 年3回	ウェルカムステージ
楽しむ	参加事業	その他の音楽	OPEN MIC（オープンマイク）3回	交流広場 長野駅 TOIGO広場
創る	創造事業	ジャンルフリー	公募型 市民企画提案事業	小ホールA 小ホールB
創る	創造事業	音楽、演劇、伝統芸能 ほか	プロデューサー企画枠（3本）	大ホール 小ホールA 小ホールB
創る	交流事業	演劇・ミュージカル	市民演劇祭	小ホールB
創る	創造事業	その他	若い世代による広報宣伝事業	情報ライブラリー
創る	創造事業	その他	市民による上演ポスター等の募集	アートマネージメントセンター
創る	創造事業	演劇・ミュージカル	創作演劇・歌劇	大ホール
つなぐ	交流事業	音楽（クラシック）、 演劇・ミュージカル	市外のホールとの共催による連携事業	大ホール 市内文化ホール
つなぐ	交流事業	音楽（クラシック）	唱歌と童謡フェスティバル	大ホール
つなぐ	交流事業	音楽（クラシック）、 音楽（ポピュラー）	小中学校合同演奏会	大ホール
つなぐ	育成事業	古典芸能・伝統芸能	市指定無形文化財育成事業	リハーサル室
つなぐ	交流事業	古典芸能・伝統芸能	伝統芸能交流会	小ホールB
つなぐ	情報事業	その他	機関誌の発行（4回）	アートマネージメントセンター

## IV 組織計画

### 1 基本計画の確認

#### (1) 組織計画の基本方針

- 1 運営主体は、公立文化施設の管理運営に豊富な経験と技量や創造的な発想力を有するスタッフを配置し、自主事業を実施するとともに、施設利用者の立場に立ったきめ細かなサービスの展開を図る。
- 2 運営主体は、市内の文化芸術団体、市民ボランティアなど多様な連携が図れる体制を構築する。
- 3 運営主体に求められる使命は、貸館を含む事業に関する業務と舞台の技術管理であり、施設の維持管理については、庁舎との複合施設であることに鑑み、効率性の観点から庁舎側が一元的な管理を行う可能性も含め検討する。
- 4 専門家の起用と市民との連携体制の強化により、市民とプロとが互いに刺激し合える協働の場を目指す。

新市民会館運営管理基本計画（平成24年4月）より

### 2 運営組織の検討経緯

平成23年度に策定した新市民会館運営管理基本計画(案)（以下、当初計画(案)という。）の段階では、平成22年4月に策定した「長野市文化芸術振興計画」に基づき、新会館が文化芸術拠点の核としての役割を果たすためには、市自らが牽引役となり事業を推進することが重要であるとした。

そのため、当初計画(案)では、「開館当初の一定期間（3年間程度）は市による直営とし、直営期間に収集したデータを基に、必要となる経費の項目や金額、市民サービスの水準を適正に分析し、長期的な視点を持ちながら、再度組織整備に取り組むことが望ましい。

なお、この分析を踏まえて、新会館でのより高い市民サービスの提供と経費の削減効果が得られるよう、他の市有施設との一体運営も視野に入れ、本市の文化芸術振興が図られるよう運営主体を見直すものとする。

また、運営主体の見直しの際には、その業務内容についても精査し、場合によっては「貸館事業」「文化事業」を個別の主体が協働で行うことも考慮し検討を行う」とした。

その後、市民意見募集や議会の特別委員会等で様々な意見を頂く中で、当初計画（案）を修正し、新しい運営形態について幅広く検討を行い、『『新市民会館運営管理実施計画』に反映していくこととする』との変更を加えた。

このため、本計画では、新会館が文化芸術振興の核拠点施設としての機能を保ち、また、文化芸術創造のための活動を永続して行えるような組織体制の在り方と具体的な方策について検討し、以下のとおりとした。

### 3 運営組織の整備方針

「運営組織」は、所管課、運営主体、市民、関連団体等を含む、運営に関わる組織全てを指す。運営組織全体の整備方針については、以下のとおりとする。

#### (1) 新会館の4つの役割「育む」、「楽しむ」、「創る」、「つなぐ」の実現にふさわしい運営組織の構築

本施設の4つの役割の実現に向けては、機動力があり、横の連携が容易な組織であることが望まれる。

既存の文化施設、学校、関連団体などを文化芸術という軸でつなぎながら、大きな運営組織の輪を拓げることで、それぞれの役割を共に分け合い、効果の最大化が図れる運営組織とする。

#### (2) 合築の特殊性を生かした運営組織の整備

新会館は庁舎との合築であることから、機械運転、清掃、警備などの施設の維持管理業務は、庁舎と一元的に実施していくことが望ましい。

庁舎は「公の施設」ではないことから、指定管理業務の範囲外となるが、一元的に施設の維持管理を行うことにより、合築のスケールメリットが生じるため、コストの削減が期待できる。

また、関係する組織が単純化できるため、指示命令系統も明確となる。

#### (3) 地域の芸術文化資源と広域的なネットワークの活用

新会館の運営にあたっては、行政や運営主体のみならず、すでに地域で継続的な活動を行っている文化芸術団体や教育機関、あるいは、本施設の計画に伴って新たに結成される団体など、多くの地域で活動する団体や個人との協働を図ることにより、事業の拡大を目指す。

また、広域的なネットワークも積極的に活用し、事業の充実や施設の活性化を図る。

## 4 運営主体の選定

新会館の運営を行う「運営主体」の選定に向けた要点は以下のとおりとする。

### (1) 長期的な視点に立った運営主体の選定

中長期計画に基づいた事業を実施するにあたっては、新会館の役割や基本理念を熟知した運営主体が継続的に運営を行うことが望ましい。

本市の継続的かつ中長期的な文化振興を見据えたうえで運営主体を選定する。

### (2) 時代に即応した運営を行うことができる運営体制の構築

運営体制の構築にあたっては、適材適所の専門的な知識を持つ人材を配置することが重要であるが、同時に、時代の変化に即応できる柔軟性も求められる。

そのためには、他の文化施設や教育機関等との人事交流や職員研修など、資質向上のための方策や新たな人材の養成にも積極的に取り組む組織でなければならない。

### (3) 専門職の雇用に適したシステムづくり

プロデューサーなどの舞台芸術の専門家は、新たな事業の創造と、より良い事業運営を行うため、任期付採用などにより一定期間の雇用とし、その間の業績評価を行う。

双方の意思により再契約する場合もあるが、新たな人材を雇用する場合も想定される。

評価システムが適正に機能していれば、常に最適の人材を確保することが可能となる。

### (4) 独自の資金調達が行いやすい組織

運営主体は、質の高い舞台芸術の提供など市民サービス水準の向上を目指しながら、市からの指定管理料に依存せず、外部資金の獲得と、経費削減の徹底を図らねばならない。

運営組織には資金調達担当を置くなど、積極的に公的機関や企業からの支援や助成金の獲得に努める。

## 5 運営主体を検討する上での2つの重要事項

<p><b>ソフト面</b> 本市全体の文化芸術の振興</p>	<p>■一定期間ごとに、運営主体が変更するようなことがあっては、本市の文化芸術振興の停滞を招くばかりか、ビジョンを進める上で一貫性が図れないことが危惧される。</p> <p>また、このことは、事業者にとっても、リスクを負うこととなり、長期的に有能な人材を確保することにも支障をきたす。</p> <p>このため、ビジョンの実現に向けて、責任を持って施策の展開を図る長期的な使命を担う組織体であることが必要となる。</p> <p>■新会館が担う4つの役割(「育む」、「楽しむ」、「創る」、「つなぐ」)のなかには、次代を担う子どもたちのために、文化芸術に触れる機会の拡大を図るための事業や子どもたちの豊かな感性を育むための事業もあり、これらの事業のように、収益を得ることを目的としない事業も数多く実施する必要がある。</p>
<p><b>ハード面</b> 市庁舎との合築に伴う特殊性</p>	<p>■庁舎は指定管理制度の対象とならないことから、庁舎部分の清掃・衛生、常駐警備、設備管理などの建築物管理は直営(業務委託)となる。</p> <p>■新第一庁舎と既存の第二庁舎を併せた庁舎部分の延床面積は約31,000㎡であり、新会館は約12,400㎡であることから、清掃・衛生、常駐警備、設備管理などの建築物管理と駐車場管理は庁舎側で一体管理することが効率的であるとともに、経費の削減効果も得られ合理的である。</p> <p>■全体のセキュリティを確保する上では、市が合築施設全体をコントロールすることにより指示命令系統の一元化を図る必要がある。</p>

## 6 運営主体についての比較検討

本市全体の文化芸術の振興を図るための運営主体について、4形態【①直営、②（公募型）民間指定管理者、③（非公募）財団指定管理者、④（運営補助型）文化事業特化型財団\*1】について項目ごとに比較検討する。

項目	直営	文化事業特化型財団 * 1	指定管理者	
			民間事業者（公募）	財団（非公募）* 1
事業別 形態	貸館事業 直営 文化事業 直営	貸館事業 直営 文化事業 直営及び財団	貸館事業 民間 文化事業 民間	貸館事業 財団 文化事業 財団
市施策 との連携・特徴	・文化芸術振興計画に沿った市全体の施策をダイレクトに反映することができる。 ・自主事業の構築などでは、外部の専門家の力によるところが大きい。	・財団は運営費の補助を受け、自主事業を行う。 ・ソフト事業運営に特化した組織体であり、専門的かつ柔軟な対応が期待できる。	貸館事業や鑑賞事業など、多くの市民の来場を促すための事業展開は優れる。	指定管理者として経費の削減が最優先事項となるが、ソフト事業運営に特化した組織体であり、専門的かつ柔軟な対応が期待できる。
事業の 継続性	長期的な視点での事業計画が可能。	長期的な視点での事業計画が可能。	指定管理期間での事業運営となるため、長期的な視点での事業継続に課題がある。	長期的な視点での事業展開が可能。
財源の 確保	直接的な資金獲得より、スポンサー企業等との共同開催や人的支援による経費削減が主となり、外部資金の確保が課題となる。	財団運営に必要な外部資金確保のための専門家の配置が可能。	企業として、事業に対する協賛金の獲得や共同主催等による経費負担を得ることは重要な使命として位置付けられている。	財団運営に必要な外部資金確保のための専門家の配置が可能。

項目	直営	文化事業特化型財団 * 1	指定管理者	
			民間事業者（公募）	財団（非公募）* 1
職員雇用の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織を構成する多くの職員は、任期付での採用や、委託契約により配置される。</li> <li>・柔軟な組織とするため、市の職員は必要最低限の配置となる。</li> <li>・市の職員にあっては、人事異動によりノウハウが継承されにくい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタッフは独自に雇用するほか、任期付での採用や、業務委託により配置される。</li> <li>・それぞれ分野の専門家により新たに組織整備される。</li> </ul>	指定管理期間での施設運営となるため、長期ビジョンに対応した人員確保に課題がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタッフは独自に雇用するほか、任期付での採用や、業務委託により配置される。</li> <li>・それぞれ分野の専門家により新たに組織整備される。</li> </ul>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市自らが文化芸術施策を推進し、遂行する責任が明確化される。</li> <li>・市民、教育機関、企業メセナとの協働が図りやすい。</li> </ul>	事業運営に特化した専門財団であるため、質の高い舞台芸術の展開が図れる。	経費削減の面では、徹底した合理化が図られ、施設管理面においても秀でている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体の文化政策を担う特別の組織体があることは、都市の意気込みとして評価されやすい。</li> <li>・分野ごとの専門スタッフを集めやすく、自主事業企画の柔軟性に優れている。</li> <li>・事業運営に特化した専門財団であるため、質の高い舞台芸術の展開が図れる</li> </ul>

項目	直営	文化事業特化型財団 * 1	指定管理者	
			民間事業者（公募）	財団（非公募）* 1
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公の施設の管理運営をアウトソーシングするという長野市の管理運営方針の流れに逆行する。</li> <li>・市職員に貸館事業を積極的に展開する営業ノウハウや自主事業運営の専門性がないため、コアとなる部分は、任期付採用や委託などにより、多くの外部の力が必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公の施設の管理運営をアウトソーシングするという長野市の管理運営方針の流れに逆行する。</li> <li>・館の運営が2系統となり、本市の文化振興の仕組みが複雑化する。</li> <li>・主たる自主事業は財団が行い、貸館や舞台特殊設備管理は直営が行うこととなり、ソフトとハードの分離は融通が付きにくい。</li> </ul>	企業としての採算性が最優先されるため、経費削減を図る上では、「育む」事業などの収益の得にくい自主事業を積極的に推進することは困難である。	専門性、継続性、独自財源の確保という財団設置のメリットをどのように高められるかが課題となる。
事業計画	単年度主義のため、翌年度予算が議決されるまで、事業が確定できない。（長期計画を見据えた債務負担行為が必要。）	単年度主義のため、翌年度予算が議決されるまで、事業が確定できない。（長期計画を見据えた債務負担行為が必要。）	複数年度に亘る事業計画は立て易いが、指定管理者として、文化事業を含めた全体の経費削減が強く求められる。	複数年度に亘る事業計画は立て易いが、指定管理者として、文化事業を含めた全体の経費削減が強く求められる。
事業評価機関	評価委員会	評価委員会	評価委員会 指定管理者モニタリング評価	評価委員会 指定管理者モニタリング評価
寄附金控除	あり	あり(直営)	なし	なし
他都市の事例	四季文化会館みのーれ (茨城県小美玉市)	事例なし	三原市芸術文化センター ⇒三原まちづくり芸術文化センター共同事業体	まつもと市民芸術館 松本市音楽文化ホール ⇒(財)松本市教育文化振興財団

\* 1 財団の形態は一般財団と想定

## 形態ごとの総括

形態		まとめ
直営		<p>主体となるスタッフの多くは外部の専門家を確保しなければならないことや、市の職員にあっては人事異動により、そのノウハウが継承されにくい面がある。</p> <p>さらに、予算が単年度主義となるため長期的な事業計画が立てにくい面があり、将来を見据えた運営主体としては課題がある。</p>
文化事業特化型財団		<p>市が文化事業特化型財団を組成し、運営費の一部を補助しながら、直営と財団による運営を併合する方式は、館の運営が2系統となり本市の文化芸術振興の仕組みが複雑化し、融通がつきにくい上、わかりにくい面が生じる。</p>
指定管理者	民間事業者 (公募)	<p>指定管理期間ごとに運営主体が変わる可能性があり、本市の文化芸術振興の一貫性が保たれないリスクがあることや、事業者にとっては収益の得にくい事業が多い中で、組織整備することにも課題がある。</p>
	財団(非公募)	<p>専門性、継続性、独自財源の確保というメリットをどのように高められるかという課題はあるが、本市全体の文化芸術振興を図ることを目的とした財団を設立し、非公募による指定管理者として選定した上で、新会館での文化事業を中心に他の文化施設との連携を図りながら文化事業を展開することができる。</p>

## 7 運営主体の決定

前項のとおり、4形態の運営主体について項目ごとに比較検討した結果、本市全体の文化事業を一体的に行うためには、市が財団「(仮称)長野市文化芸術振興財団 以下、新設財団という。」を設立し、非公募の指定管理者として、新会館の文化事業運営を中心に、他の文化施設などとも連携を図りながら、文化事業を展開することが望ましいとの結論に至った。

その上で、他の都市にはない長野らしい事業を「創る」ため、あるいは、次代へ「つなぐ」ためには、高度の専門性やキャリア、独創性を有するスタッフを確保したうえで、組織を進化させながら、市による全体の文化芸術振興策の策定及び進捗管理と、財団による具体的事業運営との組み合わせによるシナジー効果を高めながらビジョンの実現を図ることとする。

## 8 運営主体の業務

運営主体である新設財団が行う業務は以下のとおりとする。

### (1) 本市の文化芸術振興にかかると事業の実施

運営主体は新会館の文化事業運営を中心に、本計画に定める本市の文化芸術振興にかかると事業を継続的に実施する。

### (2) 積極的な貸館事業の実施

本計画に基き、積極的な貸館事業を行うことで、施設の稼働率向上と市民の文化芸術活動の活性化に貢献する。

### (3) 市庁舎・新会館の双方を活かす施設管理運営の実施

合築のメリットを活かし、市庁舎との調整を積極的に行い、市民が多様な文化芸術に触れることができるよう、弾力的な施設管理運営を行う。

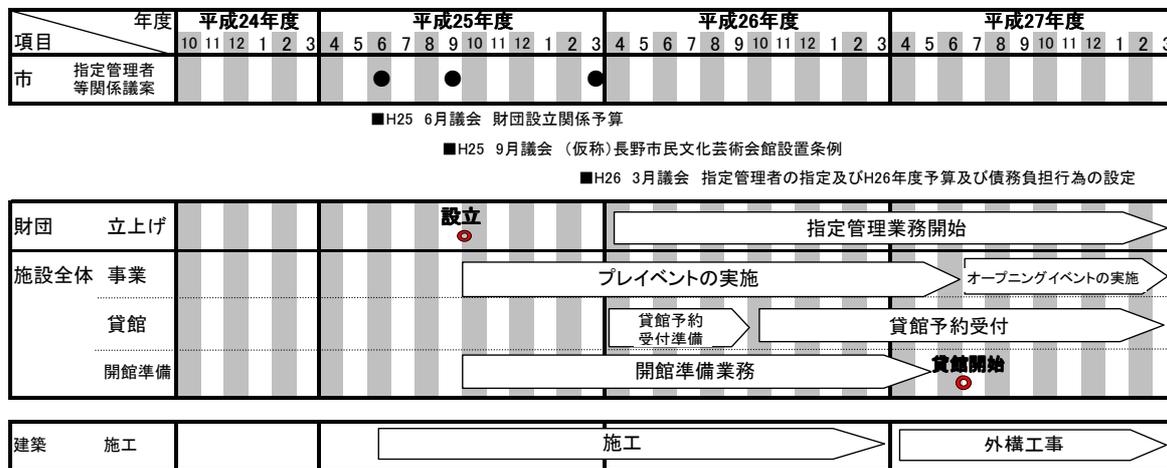
新設財団は文化事業の企画・運営を中心とした組織とし、庁舎及び新会館全体の建築物管理及び駐車場管理は、庁舎側で行うことにより、全体の経費削減効果と指示命令系統の一元化を図る。

業務区分	内容
財団が行う業務	①文化事業の企画、制作、実施 ②営業・広報・貸館業務 ③ホールの舞台機構・音響・照明などの舞台特殊設備の保守管理業務
直営で実施する管理業務 (業務委託)	①庁舎及び新会館全体の建築物管理業務(清掃、警備、消防設備・エレベーター・エスカレーター・電気・空調・衛生設備・給排水設備・建築設備保守管理など) ②駐車場管理

## 9 運営主体の設立予定

財団の設立（登記）は、平成 25 年 10 月 1 日とする。

### スケジュール案



本市では、自らが中心的な設立者となって、新設財団を平成 25 年度に立上げ、年度中に組織を段階的に整備・充実しながら、平成 26 年度当初には、体制を確立し、業務を本格的に開始するものとする。

なお、新設財団は、公益目的として設置する財団であるが、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成 18 年法律第 48 号）により、当初は一般財団法人としてスタートすることとなる。

しかし、将来的には、公益法人認定法別表に掲げる「文化及び芸術の振興を目的とする事業」の運営に特化した財団であることから、具体的に公益的な事業を重ねながら、公益法人化を目指すものとする。

また、新設財団は、本市の文化芸術振興を図るため、新会館の文化事業運営を行うほか、文化芸術活動や交流促進のための地域の多目的ホールである篠ノ井市民会館、松代文化ホール、東部文化ホール、若里市民文化ホールをはじめとする市内の文化施設においても、連携を図りながら文化事業を展開するものとする。

#### 【財団組成の流れ】

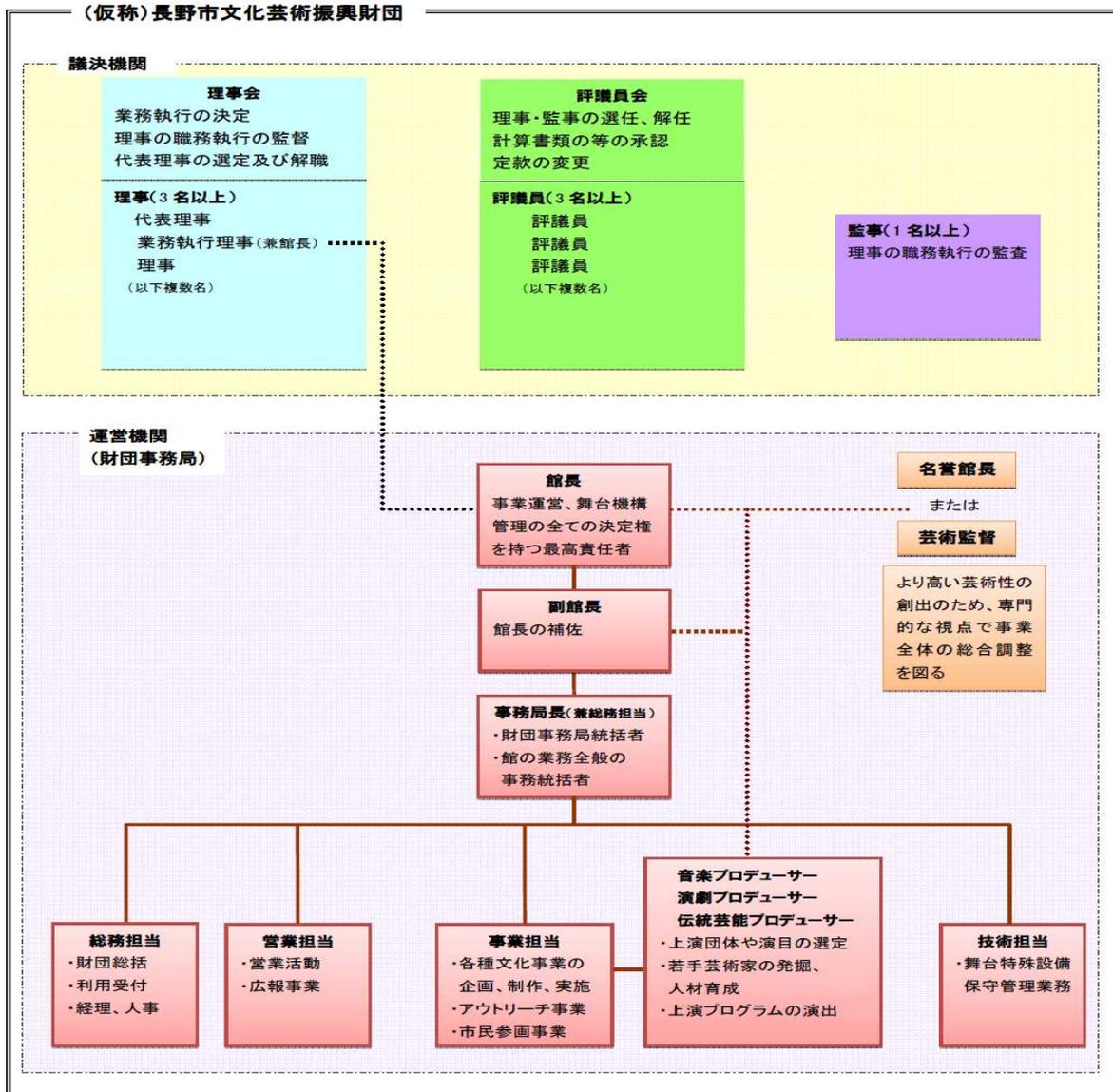
時期	内容
平成 25 年 10 月 1 日	一般財団設立登記
平成 25 年 10 月 1 日 ～平成 26 年 3 月 31 日	組織の段階的充実 指定管理業務提案書の作成 指定管理者の議決 プレイベント業務の一部受託開始
平成 26 年 4 月 1 日～	指定管理者として本格稼動 プレイベント・オープンイベント等の実施

## 10 運営体制

### 運営主体の体制

新設財団の創設時の組織体制は基本的に次のとおりとする。

【組織図】



市民が多様な文化芸術に触れる機会の拡大を図るため、音楽を中心としてホールの特性に合った事業を展開し、新たな感動の種をまくことが重要となる。その上で、子どもから大人まであらゆる世代を対象に、より高い芸術性を創出しながら、期待される事業効果を得るために、幅の広い視点から総合的にアートマネジメントできる芸術監督等を配置する。

なお、今後、財団の設立に向けて、副市長、教育長のほか、市内有識者等を構成メンバーとする（仮称）長野市民文化芸術会館運営体制等検討委員会を立ち上げる。

## 11 市民参画計画

本市の文化芸術団体として、27の団体からなる長野市文化芸術協議会や長野市音楽文化協議会をはじめ、地域の公民館では約620団体による活動が展開されるなど、多くの市民が日常的に文化芸術活動に親しんでいる。

また、小学校では、吹奏楽13校、中学では、吹奏楽28校をはじめとして、各高校や学術機関など、それぞれのステージにおいて、多くの文化芸術活動が行われている。

本市の文化芸術振興を図る上では、これら、様々な形で文化芸術活動を担っている人々の力が極めて重要であり、その総力を結集し、新たに多くの市民の支持を得ながら、本市の文化芸術活動のさらなる活性化を図る必要がある。

そのためには、このような具体的な文化芸術活動に係る市民の裾野をさらに拡大するとともに、文化芸術の実演者として以外にも、新会館での事業に様々な形で参画することを通して、新たな市民協働一体型の文化芸術振興を進めていく。

### (1) 市民参画の形態

市民が文化芸術の担い手として、実演芸術の上演者や実演芸術の鑑賞者として活動することのほかに、新会館における新たな市民参画には、下記のような形態が考えられる。

大分類	小分類	内容	具体的内容
事業運営	ボランティア組織運営	運営ボランティアの募集・会員への連絡調整、ボランティア組織運営、ボランティア通信発行	会員の募集受付や会員との具体的事業への参加調整及びボランティア組織全体の運営
		施設見学者案内	新会館の完成後に想定される、市内外からの多くの施設見学者に対する対応
	事業運営	文化芸術団体との連携による事業運営及び市民提案事業の運営	上演者として事業出演のほか、公演の際の受付、チケット販売、客席案内誘導、広報・宣伝など
		ロビーコンサート出演者・オープンマイク出演者の募集及び運営	出演者募集受付、出演者との調整、プログラムの組み立て、会場準備・撤去
	事業提案	公募型市民企画提案事業への応募	実演可能な具体的舞台芸術の提案
		公募型ポスター、パンフレット等制作事業への応募	公募型市民企画提案事業のポスターやパンフレットの提案及び作成
事業評価	事業評価委員会	事業評価委員会への参画	事業運営が年度計画に基いて確実に行われているか、また、事業効果が得られているか第三者による評価
友の会運営	友の会への加入	新会館のサポーターとして一定の年会費を支払うことによる特典が得られる事業	友の会会員として一定の年会費を支払い、新会館で上演される公演チケットの優先販売や会員向けの公開リハーサルへの招待、会報の郵送

## (2) 各事業への参画時期

市民参画事業の募集時期及び活動開始時期は次のとおりとする。

項目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
ボランティア組織運営	■	■	■
事業運営		■	■
事業提案			■
事業評価委員会	■	■	■
友の会への加入		■	■

\* 各事業とも平成 28 年度以降も継続実施

## V 広報宣伝計画

### 1 施設愛称及びロゴタイプ

#### (1) 目的

平成 26 年度末に完成予定の新会館が、長野市の文化芸術拠点施設として、市民に身近で親しみのある施設となるよう、愛称及びロゴタイプを募集するもの。

#### (2) 募集内容

##### ① 新会館の愛称

本市の文化芸術拠点施設にふさわしく、わかりやすく、明るく、親しみやすい愛称であること。

##### ② ロゴタイプ

新会館の名称・愛称を、デザイン化した文字列で表現したもので、本市の文化芸術振興への期待と市民参画への期待が高まる躍動的な文字表現であること。

#### (3) 募集時期

実施設計が完了し、建物外観パースなどが公開され、施設イメージの可視化が図られた後とする。

① 愛称 平成 25 年 12 月 (予定)

② ロゴタイプ 平成 26 年 5 月 (予定)

#### (4) 決定時期

① 愛称 平成 26 年 3 月 (予定)

② ロゴタイプ 平成 26 年 8 月 (予定)

## 2 広報宣伝計画

---

旧市民会館を直営で行っていた時は、積極的な営業活動を行わないまま、貸館のみを行っていた。

新会館は、多くの人々に恒常的に利用されるよう、魅力ある自主事業を展開するとともに、積極的に貸館事業も行いながら、運営に要する財源を得ていくことが求められる。

そのための広報計画の展開を下記のとおりとする。

### (1) オープン前

完成後の新たな利用者を獲得するために、新会館の供用開始時期を広く市内外に知らせるための積極的な広報が必要となる。

最寄りの市民は、整備が進む状況を目の当たりにすることにより、施設のオープンが間近であることを確認することができるが、全ての世帯へ広く周知するために、広報ながのを活用し、開館に向けたスケジュールなどの情報提供を行う。

そのほか、市内の文化施設や、市民利用が多い公民館などの市有施設の窓口に仮パンフレットを置き、オープニングイベントや市民参画情報、施設の利用方法などについての情報を取得しやすい環境を提供する。

さらに、新設財団自らが、新会館の取り組みについてマスコミに対しても広く情報を開示し、マスコミの協力を得ながら、自主事業への市民参加を呼びかけ、多くの市民が文化芸術に触れる機会の拡大を図る。

一方、市外からの来場者を確保するための周知方法としては、最新情報を入手する上で、最も有効な方法となるホームページを通じた情報提供をはじめ、SNSを活用した情報発信や県内の自治体や近隣自治体及び文化施設に仮パンフレットを配布するほか、専門プロモーターへの情報発信として専門誌への記事掲載などを行い、広く周知を図る方法を探りながら情報提供のチャンネルを拡大する。

なお、本パンフレット及びポスターは、新会館の完成後に着手される第一庁舎取壊し作業が終了し、建物全景が撮影可能な段階で新規作成し、市内外の文化施設や関連自治体、文化芸術関連団体等へ配布する。

## (2) 供用開始後

新規利用者を確保するため、ホームページやSNSを中心とした広報を引き続き積極的に行うとともに、新規利用者へは、リピーターとして新会館を定期的に利用してもらえるよう利用者アンケートを徹底し、その分析結果を速やかに運営に反映していくものとする。

また、ホームページでは、将来、本市の文化芸術を担う若年層への情報発信の方法として、若者が同世代に向けて、新会館の運営や事業に対し、関心を持ってもらうことを目指し、若い視点から、新会館の取り組みの紹介やアーティストとの対談などの記事掲載や、コメンテーターとして参画する広報事業に取り組む。

さらに、新会館の事業運営を周知するために、機関誌を年4回時季に併せて発行し、自主事業のラインナップなどを事前に周知する。

また、友の会会員向けに会報を発行し、チケットの優先販売情報や、公開リハーサルなどについての情報提供を行うほか、運営ボランティアによるボランティア通信を発行し、具体的なボランティア体験の報告や新たなボランティアの獲得について、市民目線から新会館の情報提供を行う。

## (3) 広報スケジュール

内容	平成 26 年度	平成 27 年度
仮パンフレット配布		
ホームページ・SNS 活用		
専門誌掲載		
機関誌発行	■ ■	■ ■ ■ ■
広報紙記事掲載		
友の会会報発行	■	■ ■ ■ ■ ■
ボランティア通信発行		■ ■ ■
マスコミへの情報提供		

## VI 施設管理計画

### 1 施設管理業務

新会館は、庁舎との合築であり、不特定多数の来場者を迎える大規模施設であることから、貸館利用や多様な自主事業に伴う管理業務のほか、施設の安全確保・機能維持・快適空間の確保等のため、建築設備や舞台特殊設備の管理、機器等保守点検や清掃、警備など、様々の管理業務が伴う。このため、新設財団は、庁舎側との管理区分に基づいた管理業務を行う。

#### (1) 保守点検

各種機器等の機能が常時正常に維持できるよう定期点検を行う。

##### 合築施設全体の保守点検の概要

目的	安全確保、機能維持、故障の復旧	
種類	日常点検、定期保守点検、臨時点検	
対象	館内設備	空調、電気、衛生設備、エレベーター、エスカレーター、自動ドアなど
	防災設備	消火設備、避難設備など
	舞台特殊設備	舞台機構設備(吊物機構、床機構)、舞台照明設備、舞台音響設備、映写設備など
	その他	ピアノなど

#### ① 日常点検

新会館は、音楽を主目的とした大ホールをはじめ、生の音の響きを重視した小ホールA、演劇を主体とした小ホールBの3つのホールを有し、それぞれのホールの舞台特殊設備は、舞台演出によって様々な利用形態となる。

この特性を最大限に活用するためには、あらゆる形態を想定して日常的な動作確認や保守点検が必要となる。

#### ② 定期点検

舞台機構、音響、照明などの舞台特殊設備をはじめ、館内設備、防災設備などは、日常点検のほかに年に数回、専門業者による定期点検を実施し、その結果を把握した上で、それぞれの設備等の状況が常に良好な状態を維持する。

## (2) 改修・設備更新

建物や機器・設備等は、老朽化に伴う補修、改修のほか、経年劣化に伴う部品等の交換が生じる。

このため、現在、ハード面での実施設計の作業を行っているが、今後、施設計画の中で、具体的に機器設備等が特定された際には、将来的な中長期改修計画を策定し、計画に沿った改修や機器の更新を行いながら、機器設備等が常に良好な状態であるよう努める。

## (3) 共通エリア管理

新会館は、市庁舎との合築という特徴があり、合築施設の1階部分は、それぞれの施設利用者にとって共通のエリアとなる。

「新第一庁舎及び新長野市民会館基本設計」では、この共通エリアについて、以下のように記している。

### ○「合築を活かした にぎわい・交流の創出」

- ・庁舎と市民会館の共用ロビーを「市民交流プラザ」と位置付け、市民交流スペース\*<sup>1</sup>、カフェレストラン、売店などの市民利便施設を配置します。
- ・併せて、ギャラリー(165 m<sup>2</sup>)、情報ライブラリー、アートマネジメントセンター(ホールの運営事務室)を設置します。
- ・庁舎利用者の動線と市民会館利用者の動線は、案内表示などで分かりやすく区分し、混雑時にも両施設の利用者を適切に誘導できる計画とします。
- ・両施設の案内などを行う「総合案内」を正面入口に設置します。
- ・共用ロビーの開放時間は、市民会館の閉館と同じ午後10時までを想定しています。

\*<sup>1</sup> 来訪者の待合せや打合せ、パンフレット等の陳列などに利用するほか、期日前投票所やイベントの開催、繁忙期の臨時窓口など、様々な用途に利用できる多目的スペースです。

### ○「ニワ(庭)」の配置

- ・庁舎と市民会館の柔らかな接点となるニワを、庁舎と大ホールの間部分に設置し、建物中央部での通風と採光を確保し、室内環境の向上を図ります。

共通エリアとなる市民交流プラザでのギャラリー(165 m<sup>2</sup>)、情報ライブラリー、アートマネジメントセンター(新会館の運営事務室)、カフェレストラン、売店などの諸室については、平成23年4月に策定された第一庁舎・長野市民会館建設基本計画で概要を記しているが、共通エリアの管理方針を以下のとおり補足する。

### ① 市民交流プラザ、市民交流スペース、交流広場

メインエントランスを入ったところの市民交流プラザや多様なイベント等に対応できる市民交流スペース、また、屋外では、メインエントランス前の交流広場は、ミニコンサートなどの文化芸術関係の実演や作品展示にも対応可能である。

これらは、庁舎側の管理となるが、合築施設としての特徴を最大限に活用するため、庁舎業務及び新会館運営に支障がない範囲で、市民が身近に文化芸術に触れるような機会を創出するとともに、市民による文化芸術活動にも積極的に供する。

## ② 情報ライブラリー

様々な文化芸術関連の情報を入手できるよう、インターネットに接続できる環境を提供する。

ホームページでは、新会館で行われる各種イベント情報など、様々な情報を広く発信するとともに、文化芸術団体等の協力を得ながら、さらにその活動が広がるよう、それぞれの団体に関する情報の提供などを行う。

また、リンク先として長野市文化財データベース「デジタル図鑑」を追加し、新たに本市の指定文化財以外の伝統芸能をはじめとする文化芸術関係情報を随時更新し、内容の充実を図る。

このほか、音楽、演劇等の専門書を配備し、本市の文化芸術に関する情報の拠点として、多くの市民が自らの求める情報について、ゆっくりと落ち着いた雰囲気の中で検索できるような環境を提供する。

## ③ アートマネジメントセンター

アートマネジメントセンターは、新設財団の事務室となり、常駐スタッフが施設利用申し込みの受付、使用料金の精算や必要な情報の提供などの利用者支援業務のほか、自主事業などのチケット販売を行う。

## ④ 総合案内

合築施設であることから、総合案内では庁舎関係として、各課業務や配置などの案内のほか、新会館のイベント等の情報や大・小ホール等へのアクセス方法などを提供する。

なお、総合受付での利用案内は、原則、庁舎の開庁時間に合わせることで、閉庁時間後の新会館利用者への情報提供はアートマネジメントセンターで行う。

## ⑤ ニワ（庭）

共通エリアの中央部分に位置するニワは、植栽が施され、環境に配慮した緑を通して快適な空間を提供する役割を担うこととなる。

合築施設のシンボリックな癒しの空間となるニワは、植栽・植生への十分な配慮が必要となるため、庁舎側においても、また、新会館においても、ニワを活用したイベントなどへの貸し出しは、今後、実施設計や、植栽の状況を勘案しながら慎重に検討する。

## ⑥ 売店、カフェレストラン

売店、カフェレストランは、新会館の開館に併せた営業時間となるよう考慮する。

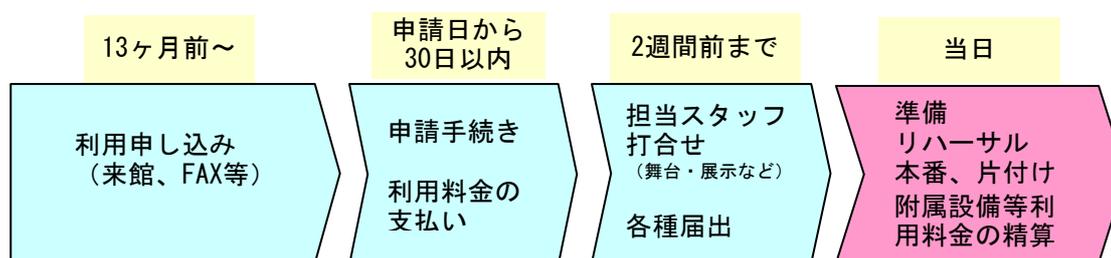
## 2 施設予約

利用申し込みにあたっては、あらかじめ利用者登録を行うことにより、2回目以降の利用申し込み手続きの簡便化を図るものとする。

貸館利用希望者は、あらかじめ仮予約を行ったうえで、指定日までに利用料金の払い込みを行い、その事実確認をもって予約が成立し、新設財団が申請者に利用許可証を発行する。

なお、指定日までに利用料金の払い込みが無い場合は、仮予約の効力を失効する。

### (1) 各ホール・楽屋・ギャラリーの一般的な申し込みから利用までの流れ



### (2) 申し込み方法

#### ① 利用調整日の一括受付

利用希望日の13ヶ月前の月初めに、利用希望日の属する月の月間の申し込み希望者が出席し、一括して使用者を決定する。

申し込みが重複した場合は、新設財団が定める方法により使用者を決定する。

#### ② 利用調整日以降

先着順により、仮予約の受付を行う。

貸館利用希望者の利便性を図るために、原則、来館、FAXによる予約に加え、インターネットを介した予約も受け付ける。

なお、インターネットによる予約受付の開始時期については、新設財団と協議する。

### (3) 担当スタッフとの打合せ

貸館利用希望者は、新会館での催事が、主催者や観客にとって安心・安全かつ満足の得られるものとなるよう、担当スタッフとの必要な打合せと併せて、関係機関への各種届出を行う。

## 主な打合せ内容

該当諸室		内容										
各ホール	舞台関係	仕込み・リハーサル・開場・開演終演時間、出演者の総数、楽屋割り、到着時間、催事の進行、舞台・照明・音響などの設備、必要な備品、看板表示、危険物利用の有無など										
	ホワイエ関係	入場者の受付場所、必要な備品、当日券の販売場所、物品の展示、販売など										
	リハーサル室、楽屋関係	ホールと併用する諸室の有無、必要な備品など										
ギャラリー		設営計画及びレイアウト、必要な備品など										
共通事項		各責任者の報告(会場、避難誘導、警備、楽屋、案内、場内整理、もぎりなど)、舞台・音響・照明スタッフの確保、搬入搬出計画、人員配置計画(準備、片付け、受付、場内アナウンス、もぎり、会場整理、避難誘導、警備、駐車場誘導、託児など)、非常口及び避難経路の確認など										
必要な届出		<table border="0"> <tr> <td>火気使用等の禁止行為の解除</td> <td>中央消防署</td> </tr> <tr> <td>混雑混乱が想定される催事</td> <td>長野中央警察署</td> </tr> <tr> <td>音楽著作権関係</td> <td>日本音楽著作権協会</td> </tr> <tr> <td>飲食物販売</td> <td>長野市保健所</td> </tr> <tr> <td>物品販売</td> <td>(仮称)長野市民文化芸術会館</td> </tr> </table>	火気使用等の禁止行為の解除	中央消防署	混雑混乱が想定される催事	長野中央警察署	音楽著作権関係	日本音楽著作権協会	飲食物販売	長野市保健所	物品販売	(仮称)長野市民文化芸術会館
火気使用等の禁止行為の解除	中央消防署											
混雑混乱が想定される催事	長野中央警察署											
音楽著作権関係	日本音楽著作権協会											
飲食物販売	長野市保健所											
物品販売	(仮称)長野市民文化芸術会館											

\*ホールに付置するピアノの調律は、貸館利用希望者側で手配する。

\*託児に要するスタッフは、貸館利用希望者側で確保する。

### (4) 利用当日の注意事項

催事の準備・備品の運搬・設置・片付け(ゴミの撤収含む。)は貸館利用希望者が責任を持って行うとともに、利用後は、次の利用者が安全、快適に使用できるよう諸室を利用前の状態に復元したうえで、担当スタッフの確認を受けなければならない。

なお、催事開催に当たって、施設や設備、備品などに破損、汚損、紛失などがあつた場合は、復旧、修繕、再取得等に必要な費用を貸館利用申込者に実費請求する。

## VII 利用規則(案)

### 1 利用規則の基本方針

新会館の条例及び規則の策定や新設財団が事業計画において利用規則を決める際の基本的な考え方は、以下のとおりとする。

#### (1) 利用者の利便性の確保

公の施設として公平性、平等性、効率性を担保しつつ、利用者の利便性の確保を最優先とする。

#### (2) きめ細かい対応による安全・安心な施設

利用者がより効果的に新会館を利用できるように利用のサポート・提案を行い、使いやすい施設を目指す。

また、庁舎利用者も含めた来場者についてもきめ細かい対応を行い、安全・安心な施設とする。

#### (3) 積極的な貸館営業の展開

貸館事業により、多くの利用者へ供され、多くの来場者を得ることは、結果として、新会館を運営維持するための財源となる利用料金収入が増えることから、新会館の存在を広くPRし、積極的な貸館営業を行う。

### 2 細部項目

#### (1) 休館日

条例で定める休館日は、年末年始の12月29日から1月3日までと毎火曜日(火曜日が祝日に当たる場合はその翌日)とする。

このほか、施設の安全・安心な維持管理のために必要不可欠なメンテナンスのために、利用に支障のないよう配慮しながら、臨時休館日を設けることとする。

なお、年末年始の休館期間中の利用希望に対しては、柔軟に対応できるよう新設財団に求めるものとする。(条例においては「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を受けてこれを変更することができる。」という規定を設ける。)

## (2) 開館時間

開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

ただし、公演に伴う開館時間前後の準備（搬入、仕込みなど）、撤去（ばらし、搬出、清掃など）のための時間外利用などについては、施設内の秩序が保たれ、近隣住民への騒音などの迷惑が及ばない場合は、別に定める利用料金を得たうえで対応することとする。

また、利用申込み受付時間は、原則として午前9時から午後7時までとする。

## (3) 有料エリア

新会館の部門構成のうち、有料貸出しエリアは、下記のとおりとする。

部門名	諸室名
ホール部門	大ホール、小ホールA(音楽ホール)、小ホールB(小劇場)、楽屋
創造支援部門	リハーサル室、音楽練習室、バンド練習室、演劇練習室、製作場
情報・交流部門	ギャラリー、託児室

※今後、庁舎部分との管理エリアを検討する必要があるため、上記貸出しエリアの内容は変更の可能性がある。

## (4) 利用時間区分

### ① 施設の利用時間区分

午前3時間、午後4時間、夜間4時間とし、時間外の利用については、1時間ごととする。また、ギャラリーは1日単位とする。

### ② 連続利用可能日数

7日を限度（ギャラリーは14日）とし、それ以上の長期利用については、市の文化芸術振興に大きく寄与する事業や他の利用希望がない場合には柔軟に対応する。

## (5) 利用料金の設定

本市では「行政サービスの利用者の負担に関する基準」を設け、利用者負担の市の基本的な考え方にに基づき、サービスや施設の種類により受益者負担率を定め、利用者の負担額を算出している。

しかしながら、現時点において新会館の建設費及び運営管理費用の正確な算出が困難であるため、近隣の類似施設の利用料金を参考にしながら利用料金を算出する。

その上で、一定期間が経過し管理運営費が安定した時点で見直しを図る。

また、利用料金体系は、広く市民の文化芸術活動を推進するため、アマチュアの利用に配慮し、入場料区分を細分化して設定する。

さらに、平日の午前で入場料無料区分を基準とし、区分ごとに一定の割合を加算した料金設定を行う。

なお、指定管理者の主体的な経営努力が発揮しやすく、サービス向上のインセンティブ効果が期待されることから、区分ごとの利用料金の範囲の中で、指定管理者が自ら料金を決定することができる利用料金制度を適用する。

#### 平日の午前を基準とした利用料金の考え方(上限値)

	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～22:00	昼間 9:00～17:00	昼夜 13:00～22:00	全日 9:00～22:00
平日	基準額	平日午前料金×4時間÷3時間×1.15 (諸室は1.1)	平日午前料金×4時間÷3時間×1.3 (諸室は1.2)	午前+午後	午後+夜間	(午前+午後+夜間)×0.9
休日	平日午前×1.3 (諸室は平日と同額)	平日午後×1.3	平日夜間×1.3	午前+午後	午後+夜間	(午前+午後+夜間)×0.9

\* ギャラリーは1日単位とするため、別に定める。

\* ホール以外の営利目的利用は2倍とする。

#### 入場料無料を基準とした入場料金区分による加算(ホール・リハーサル室・ギャラリーに適用する上限値)

入場料無料	1,000円以下	1,000円超 3,000円以下	3,000円超 5,000円以下	5,000円超
基準額	基準額×1.3	基準額×1.6	基準額×1.9	基準額×2.3

\* ホールでの営利目的利用は入場無料でも2倍とする。

\* 大、小ホールをリハーサル、仕込み等で使用する場合、公演を行わない日については料金の30%を割り引く

\* 大、小ホール及び楽屋の利用時間を延長する場合の利用料金の額は、午前9時以前の延長の場合は、午前の利用時間区分、午後10時以降の延長の場合は夜間の利用時間区分の1時間当りの利用料の額に100分の150を乗じて得た額とする。

\* 延長時間の計算は1時間ごととする。

### (6) 備品・設備利用料の設定

備品・設備の利用料は、ホール・諸室の利用時間区分に合わせて設定する。

特に、舞台照明設備及び舞台音響設備については、セット料金を設定し、申し込み時の簡便化を図る。

また、諸室に備え付ける備品については、基本的に諸室の利用料金に含めるものとする。

利用料金の算出にあたっては、近隣の類似施設の利用料金を参考にして利用料金を設定する。

なお、導入する備品については、新設財団と協議の上、備品計画において決定する。

### 主な有料設備・備品類

用途	設備・品目
演奏会などに使用するもの	音響反射板、オーケストラピット
	ピアノ、アンプなど楽器類
	指揮者台、演奏者椅子、譜面台など
歌舞伎、日本舞踊などに使用するもの	所作台、松竹羽目、屏風など
ヒナ段、台などを作るもの	平台、箱足など
敷物類	毛せん、長布団、上敷ござ、バレエ用シートなど
講演会、式典などに使用するもの	演台、司会者台、花台、プロジェクターなど
照明設備・機器類	スポットライト、 Horizont ライト、先玉など
音響設備・機器類	マイクロフォン、移動式ミキサー卓など
その他	テレビ録画・中継設備など

### 3 利用規則（案）

運営管理基本計画及び上記の考え方を基に、利用規則（案）の主要部を検討した結果は、下記のとおりとなる。

今後、条例・規則の策定や新設財団が事業計画において利用規則を定める際の指針とする。

項目	内容
休館日	12月29日～1月3日及び毎火曜日 ※新設財団は、必要があると認めるときは、市長の承認を受けてこれを変更することができる。 ※必要不可欠なメンテナンスのために、利用に支障のないよう配慮しながら、臨時休館日を設ける
開館時間	9時～22時 ※利用区分前後の延長利用の対応を可能とする（1時間単位）。
受付時間	9時～19時
利用時間区分	①午前：9時～12時 ②午後：13時～17時 ③夜間：18時～22時 ※ギャラリーは1日単位
連続利用日数制限	①ギャラリーを除き7日を限度とする。 ②ギャラリーは14日を限度とする。 ※それ以上の長期利用については、本市の文化芸術の振興に寄与する事業や他の利用希望がないと新設財団が判断した場合には対応を可能とする。

利用申込み	<p>①大ホール、小ホールA、小ホールB、楽屋、ギャラリー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用希望日の 13 ヶ月前にあたる日の属する月の初日から(初日が休館日の場合は翌日、1月は4日)利用希望日の 40 日前までとする。</li> <li>・ただし、大ホールの舞台面のみを利用した練習利用など附属設備の使用をしない場合は、利用希望日の前日までとする。</li> </ul> <p>※前項の規定にかかわらず、新設財団が必要と認めたときは、上記以外の申請についても受理することができる。</p> <p>②リハーサル室、音楽練習室、バンド練習室、演劇練習室、製作場、託児室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用希望日の2ヶ月前から利用日まで</li> </ul> <p>※①の施設と併せて利用申込みをする場合は①の規定を適用する。</p> <p>※①②いずれの施設も申込み方法、利用希望重複時の調整方法については、利用者の利便性に配慮し、新設財団が決定する。</p>
利用料金の支払い	<p>①利用承認時に施設利用料金の全額を納める。</p> <p>②冷暖房費、附属設備・備品利用料、延長利用料金等については、利用後に精算し、直ちに納める。</p> <p>※支払い方法などについては新設財団に委ねる。</p> <p>※利用料金は指定管理者である新設財団の収入とする</p>
利用料金の減免	<p>災害により避難場所として使用される場合などを除き、原則として減免は行わない。</p>
利用料金の還付	<p>既に納付した料金は、原則として還付しない。</p>
利用の制限	<p>①集会等の制限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県暴力団排除条例に定められる暴力団と暴力団員、その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められる場合及び組織的な集会や、目的を隠しての販売や勧誘、物販など市民の消費生活に著しい混乱を生じる恐れがある集会、勧誘を目的とした集会など、公の秩序ならびに善良な風俗の維持を害する恐れがある場合。</li> </ul> <p>②施設管理上の制限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・天災その他の理由により、施設が避難所として使用されるなど、施設管理上、施設を貸し出すことが適当でない場合。</li> </ul>
行為の禁止及び制限	<p>公序良俗に反する行為の禁止等を規定するほか、以下の行為の制限を行う。</p> <p>①飲食</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大、小ホールの舞台、客席、ギャラリー、リハーサル室、各種練習室、製作場での飲食は原則禁止とする。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ただし、あらかじめ飲食の申し出があった場合は、必要に応じて場所を指定し、飲食の許可を行う。</li> </ul> <p>②喫煙</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定喫煙所以外は禁煙とする。</li> </ul> <p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主事業の写真撮影、録画、録音は許可をした場合を除き禁止とする。なお、貸館事業の際は利用申込者の判断による。</li> <li>・ 施設等の原状変更</li> <li>・ 許可のない物品販売その他それに類する行為</li> <li>・ 指定場所以外での広告又はこれに類する貼り紙等の表示</li> <li>・ 利用許可を受けた施設又は備品以外のものの利用</li> <li>・ 利用許可を受けた備品等を許可無く館外へ持ち出すこと</li> <li>・ 危険物の持ち込み</li> </ul>
--	--

## VIII 収支計画

### 1 収支の基本的な考え方

基本計画では、市による直営という考え方に基づいて、施設の運営管理費と人件費、自主事業費からなる歳出と市負担金、使用料、入場料、その他収入からなる歳入が対応する収支計画とした。

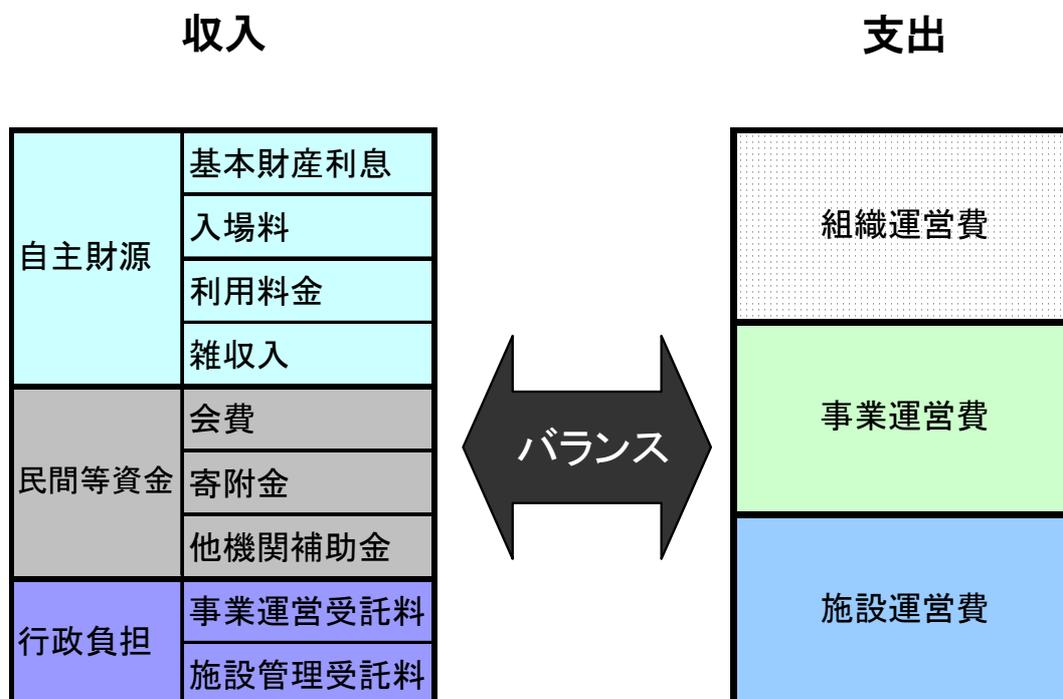
本計画では、新会館の運営主体を新設財団としたことから、必要な事項の追加と基本計画の試算の見直しを行い、「公益法人会計における内部管理事項について」(平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ)に基づき、収支予算については、事業活動収支の部、投資活動収支の部及び財務活動収支の部に区分し整理した。

なお、中長期の経営理念に基づく各年度の具体的な事業計画や収支計画は、別に新設財団が立案するものとする。

#### (1) 収支のイメージ

新設財団は、新会館の文化事業の運営を主体とした組織体であるが、市においては、新会館全体のランニングコストを明確にすることも必要となる。

このため、施設全体の維持管理費相当額も収支計画の予算に計上し試算する。



## (2) 収支試算

通常事業年度の収支試算を下記のとおり見込む。

(単位:千円)

科目	予算額	内容
1 事業活動収支の部		
1 事業活動収入		
① 基本財産運用収入	100	
基本財産利息収入	100	基本財産の預金利息
② 事業収入	200,100	
入場料収入	48,100	自主事業に伴う入場料収入
利用料金収益	133,400	貸館事業に伴う利用料金収入
会費収入	12,000	友の会年会費
寄附金収入	6,600	自主事業プログラム掲載料等
③ 受託料収入	336,700	
事業運営受託料	150,700	自主事業実施に伴う長野市からの受託料
維持管理受託料	186,000	施設管理に伴う長野市負担金
④ 補助金等収入	5,500	
他機関補助金収入	5,500	文化庁補助金
⑤ 雑収入	600	
受取利息収入	0	預金利息
雑収入	600	自動販売機等収入
事業活動収入計	543,000	
2 事業活動支出		
① 事業費支出	191,500	自主事業の実施に伴う人件費、委託料など
② 管理費支出	165,400	貸館事業などに伴う人件費、委託料、減価償却費など
③ 施設管理支出	186,000	清掃委託料、機器・設備保守点検委託料、光熱水費など
事業活動支出計	542,900	
事業活動収支差額	100	
2 投資活動収支の部		
1 投資活動収入		
投資活動収入計	0	土地、建物、什器備品等の売却など
2 投資活動支出		
投資活動支出計	0	土地、建物、什器備品等の購入など
投資活動収支差額	0	
3 財務活動収支の部		
1 財務活動収入		
財務活動収入計	0	長短期借入金収入
2 財務活動支出		
財務活動支出計	0	長短期借入金返済
財務活動収支差額	0	
4 予備費支出		
予備費支出	100	
当期収支差額	0	
前期繰越収支差額	0	
次期繰越収支差額	0	

(注) 借入金限度額及び債務負担額は、今後、市と財団との協議によって決定する。

## (3) 基本計画時点との主な相違点

### ① 収入

- ・入場料収入は全国平均値から事業費の54.2%として積算したが、近隣の類似施設の状況を参考とし、自主事業費の25%とした。
- ・利用料金収入は、事業費、運営費、維持管理費の試算を元に、近隣の類似施設の状況を参考とし、該当経費の24%とした。

- ・新たに友の会会費収入として、4,000人の会員獲得を見込む。
- ・寄附金収入として、自主事業のうちプログラム広告収入など対象事業44事業分を見込む。
- ・受託料収入のうち事業運営受託料は、自主事業費191,500千円（人件費含む）のうち、150,700千円（約8割）を市負担額とした。
- ・受託料収入のうち維持管理受託料は、基本設計のパブリックコメントの際、庁舎との共用部分などの見直しに伴い、新会館エリア面積を増加（11,500㎡→12,397㎡）したことに併せ、施設管理費として13,500千円を増額した。
- ・受託料収入全体を339,500千円から336,700千円とし、市の負担額2,800千円減額した。
- ・他機関補助金収入は、文化庁補助金「優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業」を見込む。
- ・雑収入は、自動販売機設置に伴う収入を見込む。
- ・予算総額を552,000千円から543,000千円と9,000千円減額した。

## ② 支出

- ・管理費は、スタッフ体制の見直しを行い、21,700千円減額した。
- ・施設管理費は、庁舎との共用部分などの見直しに伴い13,500千円増額した。
- ・予算総額を552,000千円から543,000千円と9,000千円減額した。

#### (4) 開館までの準備に関わる経費

事業等に要する経費の考え方は下記のとおりとする。

年度	項目	主体	備考
平成 25 年度	<b>■ 市によるプレイベント</b> ・子どものための文化芸術プログラム 小学6年生を対象としたミュージカル鑑賞会 小学5年生を対象とした音楽鑑賞会 など ・まちかどに音楽のあるまちづくり事業	市	平成 25 年度当初予算で要求
	<b>■ 市民参画組織等によるプレイベント</b>	財団	参加者負担金及び協賛金方式
	<b>■ 財団法人設立の際の拠出金、定款認証代、登録免許税など</b>	市	
	<b>■ 会計・人事給与システム検討</b>	市	
	<b>■ 予約システム検討</b>	財団	
	<b>■ 事務用備品(机、椅子など)</b>	市	
平成 26 年度	<b>■ 財団によるプレイベント</b>	財団	市と財団の協議に基づく具体的計画の実施
	<b>■ 市民参画組織等によるプレイベント</b>	財団	参加者負担金及び協賛金方式
	<b>■ 広報事業</b> ・ホームページ立上げ ・仮パンフレット作成、利用ガイド作成	財団	
	<b>■ 備品購入</b> ・舞台備品、楽器等、ロビー・ホワイエ等の椅子、事務机・椅子など	市	
平成 27 年度	<b>■ 開館記念式典</b>	市	平成 27 年度当初予算で要求
	<b>■ こけら落としイベント</b>	財団	市と財団の協議に基づく具体的計画の実施
	<b>■ オープニングイベント</b>	財団	市と財団の協議に基づく具体的計画の実施
	<b>■ ホールの舞台機構・音響・照明などの舞台特殊設備保守管理業務</b>	財団	平成 24 年度末に実施設計に基づく導入設備が確定した時点で年度別保守計画策定
	<b>■ 広報事業</b> ・パンフレット作成	財団	

## IX 評価計画

### 1 文化芸術施策及び運営・事業評価のための体制

新会館では、自主事業、貸館事業をはじめ、様々な形で文化芸術活動が展開されることになるが、それぞれの事業の実施にあっては、ひとりでも多くの市民参加が得られるよう効果的に開催する必要がある。

そのため、個別具体的な事業評価を踏まえ、新設財団による新会館の運営が、本計画に沿って実効を上げながら、適切に進展しているかを計るため、第三者による評価体制を構築する。

#### (1) 評価機関等

評価対象	評価機関	内容
自主事業	自己評価	財団自らの事業別評価
	評価委員会	第三者機関による事業効果などの検証
財団法人の運営	自己評価	財団自らの運営全般検証
	評議員会	理事・会計監査人の選任、解任、監事の選任、計算書類等の承認
	理事会	業務執行に関する決定、理事の職務の執行に関する決定
	市によるモニタリング評価	指定管理者としての経費の削減や市民サービスの向上が図られているかの検証
本市の文化芸術振興	長野市文化芸術振興審議会	長野市文化芸術振興計画の進捗管理の検証

## (2) 自主事業に関する評価

### ① 評価委員会の設置

自主事業は、短期的にその効果が具現化するものではない。

しかし、実施された事業については、適正に事業評価を行い、その効果が次の事業展開につながるよう十分な検証が必要である。

このため、第三者による外部機関である評価委員会を設立し、下記の事業効果について分析・検討を行う。

- a 事業目的と新会館の4つの役割との整合が図られているか、また、事業計画に沿った事業展開がなされたか
  - b 事業効果を得るための工夫はなされたか
  - c 主たる参加・鑑賞対象者へのアプローチは的確か
  - d 広報宣伝の展開とチケットの販売計画は適正であったか
  - e スポンサーの確保は適正であったか
  - f 市民提案事業の評価
  - g 市民参画組織運営の状況について
  - h 利用者アンケートの分析
- など

### ② 評価委員会の構成（10名以内）

学識経験者	3名程度
商工団体の代表	2名程度
文化芸術団体の代表	3名程度
公募市民	2名程度





## (仮称) 長野市民文化芸術会館運営管理実施計画

平成 25 年 4 月

---

**発 行** 長野市教育委員会  
**担 当** 長野市教育委員会事務局文化芸術推進課  
〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地  
電話 026-226-4911 (代表)  
026-224-7504 (直通)  
F A X 026-224-5104  
E-mail [geijutsu@city.nagano.lg.jp](mailto:geijutsu@city.nagano.lg.jp)